

令和2年第1回尾鷲市議会定例会会議録

令和2年3月10日（火曜日）

○議事日程（第3号）

令和2年3月10日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（13名）

1 番 三 鬼 孝 之 議員	2 番 内 山 將 文 議員
3 番 奥 田 尚 佳 議員	4 番 楠 裕 次 議員
5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	10 番 南 靖 久 議員
11 番 高 村 泰 徳 議員	12 番 野 田 拓 雄 議員
13 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
会計管理者兼会計課長	平 山 始 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課調整監	芝 山 有 朋 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	神 保 崇 君
税務課長	吉 沢 道 夫 君
市民サービス課長	宇 利 崇 君
福祉保健課長	内 山 洋 輔 君

環 境 課 長	竹 平 專 作 君
商 工 觀 光 課 長	大 和 勝 浩 君
水 産 農 林 課 長	内 山 真 杉 君
建 設 課 長	高 柳 伸 浩 君
水 道 部 長	尾 上 廣 宣 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	河 合 良 之 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	佐 野 憲 司 君
教 育 長	出 口 隆 久 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	山 口 修 史 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	野 地 敬 史 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監	大 川 太 君
監 査 委 員	福 本 和 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	仲 浩 紀 君

○ 議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	高 芝 豊
事 務 局 次 長 兼 議 事 ・ 調 査 係 長	北 村 英 之
議 事 ・ 調 査 係 書 記	相 賀 智 惠

[開議 午前10時00分]

議長（濱中佳芳子議員） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、7番、村田議員は、後刻出席される旨、通告がございました。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において9番、小川公明議員、10番、南靖久議員を指名いたします。

次に、日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、3番、奥田尚佳議員。

[3番（奥田尚佳議員）登壇]

3番（奥田尚佳議員） 私の今回の一般質問は、市長の政治姿勢について5項目に分けて質問させていただきます。

一つ目が、問責決議可決を受けて現在の市長の心境と市政運営の考え方についてでありまして、そのことと関連して、以下4項目、ごみ焼却施設建設について、尾鷲幼稚園3年保育の陳情採択の取扱いについて、折橋墓地の移転について、4月から導入予定の尾鷲総合病院のDPC制度についてであります。よろしくお願いいたします。

まず、問責決議可決を受けて現在の市長の心境と市政運営の考え方についてであります。

今議会開会日である3月3日に、市長、教育長への問責決議案が緊急動議として提出され、いずれも7対6で可決されました。そこで、市長に率直にお尋ねいたします。問責決議可決を受けて、現在の市長の心境を教えてください。

また、市長が就任され3年近くになりますが、年々月日がたつにつれて、市長の市政運営というか行政手法において、まだ企業感覚が抜け切れていないのではないかと思えたり、行政手続というものをまだ御存じないのではないかという気がしてなりません。地方行政の中でも事案によっては企業感覚も取り入れる必要

となる場合も考えられるが、まずは市民の理解を得て住みやすいまちになればそれはそれで結構であると考えられることから、私は企業感覚の全てを否定しているわけではありません。企業と自治体の違いは、今さら言うまでもなく、企業は株主等からの出資金や会社の剰余金などによって成り立ち、一方、自治体は、国税、県税、そして大きいのは市民からの市税などによって成り立っています。市長は、企業と市政の違いを十分認識されているのかなと思われることが多々ありますので、市長には大変失礼な質問かもしれませんが、率直に市長にお聞きします。企業と市政の違いについて、どのように認識されているのか。そして、市政運営について、どのような考え方でこれまで実施してきたのか教えてください。

また、市長に就任されて3年近くになり、問責決議可決もありましたが、今後の市政運営について何か考えるところがあれば教えてください。なければ結構です。よろしく願いいたします。

次に、ごみ焼却施設建設についてであります。

2年前の2月、一部地元紙にごみ焼却施設の建設について、尾鷲市は発電所跡地に建設候補地を決めたという既成事実のような記事が出てから、議会も市民も大いに混乱しました。そこで、私は、その後、2年前の6月議会、9月議会、12月議会、そして、昨年3月議会、6月議会、9月議会で、このごみ焼却施設の件で一般質問をしました。市長は、かたくなに発電所跡地はあくまで候補地の一つだと言いながら、表現は悪いですが、いつの間にか知らないうちに発電所跡地に決まってしまったような印象を市民に与え、強引に進めているような感じを受けました。

私は、発電所跡地は海拔4メートルの浸水域であり、盛土等を整備しなければならず建設費がかさむ上、水産業への風評被害や様々なまちづくりを考えた場合、あの海辺の尾鷲市の象徴的な場所へのごみ焼却施設の建設はふさわしくはなく高台に建設すべきで、どうしても中電跡地にこだわるのであれば、海拔20メートル以上ある野球場や、その横の真砂川の東側でよいのではないかと一貫して提言してきました。昨年11月開催の行政常任委員会において、発電所跡地では建設費で約73億円、それに盛土代の約10億4,000万円を含めた附帯工事費が約15億4,000万円かかるということで、市長が言われていますね、熱利用の配管整備費等を除いても約88億4,000万円という莫大な費用がかかるということでした。そんなことは最初から分かっていたと思うんですけれども。そのため、タンクのある燃料基地跡地のうち、矢ノ川の南東に位置する第二ヤード、

ここは海拔5メートルから7.1メートル、6万3,000平方メートルあるということです、の一部を候補地として新たに加えるということでした。それから4か月たちますが、市民の皆さんを振り回すように混乱させてきているごみ焼却施設の建設地について、現在どうなっているのか進捗状況を教えてください。

次に、尾鷲幼稚園の3年保育の陳情採択の取扱いについてであります。

昨年8月、尾鷲市立尾鷲幼稚園PTAから、尾鷲幼稚園の3年保育の実施について陳情書が議長宛てに提出されました。そのため、9月議会で議論され、陳情書について継続審査になりました。その後、10月には、行政常任委員会へPTAの方々に来ていただき、直接話を聞かせていただきました。そして、12月議会においても十分議論され、結果、陳情書について議会として賛成多数で採択となりました。

また、1月8日には、尾鷲市立尾鷲幼稚園PTAから、尾鷲幼稚園の3年保育についての市民の6,358人分の署名が、市長、教育長に提出されました。市長と教育長は、1月31日に、その回答書をPTAに対し提出しましたが、尾鷲幼稚園の在り方についてということで、来年4月からの認定こども園の設置、尾鷲幼稚園の廃園を突然表明しました。議会では12月議会で尾鷲幼稚園の3年保育の陳情を採択していますが、議会において認定こども園の議論は一切しておりません。市長や教育委員会からも、これまで議会において認定こども園について具体的な説明を受けたことは一度もありません。それより、議会での陳情採択の後において、市長や教育長から陳情採択されたことについての執行部の思いや意見すら聞いていない状況であり、議会では陳情採択後、議論を一切しておりません。3年保育の問題が何も解決していないうちに議会で議題にもなっていない認定こども園について来年からやると発表したことは、まさしく議会軽視、市民軽視以上の何物でもなく、議会無視、市民無視であります。行政として常識的に考えれば、まずは、現在陳情採択された3年保育について十分審議をして、そして結論を出すのが先であり、この手順は、今、議場にお見えの課長さん方も当然そのように理解されるでしょう。それが行政であります。今回のこの手順は、絶対に間違った市政運営であります。

ここで特に気になるのは、日頃行政の中で間違っている事案とか到底無理な事案が発生したときには部下の職員が上司に進言すべきであるが、そのようなことができない職場の雰囲気があったとしたら大変なことです。今回のこの件のやり方は、上層部の強行突破をしたかのように思われ大変危惧しますが、その点、市

長、教育長はいかがお考えでしょうか。

また、先週の市政報告の中で、今になって取ってつけたように、尾鷲幼稚園をどうしていくかは議会において十分に御議論いただきたいと存じます、尾鷲幼稚園の在り方につきましては御意見や御質問を数多く頂戴しており、今後様々な機会を捉えて説明申し上げ、本市の幼児教育はどうあるべきかを考えてまいりますと言われました。ということは、1月31日の尾鷲市立尾鷲幼稚園PTAの回答にあるような認定こども園の来年度実施を目指すことと、尾鷲市立尾鷲幼稚園の廃園ということは白紙に戻して一から議論するというふうに理解できますが、それではないのでしょうか。といいますのは、先ほどの言葉の前に、今後、認定こども園設置につきましては、保護者の皆様、議員の皆様、また、市民の皆様に御理解いただけるよう十分に説明させていただき、設置のめどが立った段階で、これは認定こども園について、認定こども園の設置のめどが立った段階で、さっきの文言です、尾鷲幼稚園をどうしていくか議会において十分に御議論いただきたいと存じます。尾鷲幼稚園の在り方につきましては、御意見や御質問を数多く頂戴しており、今後様々な機会を捉えて説明申し上げ、もう一度幼児教育はどうあるべきかを考えてまいりますと述べております。とてもおかしい言い方だと思います。なぜ認定こども園の設置のめどが立たないと尾鷲幼稚園をどうしていくのか議論できないのでしょうか。議論が全く逆で、本末転倒であります。結局、議会で陳情採択されようが、市民の署名が6,358人という物すごい市民の要望があろうが尾鷲幼稚園を3年にすることはせず、結論ありきで認定こども園の設置を決定したと同時に、尾鷲幼稚園を廃園に持っていこうとしているとしか思えません。むちゃくちゃな議会軽視、議会無視で、議会制民主主義って何だろうと思ってしまう。3月3日に問責決議が可決されているにもかかわらず、何の反省もなく、翌4日には、さらに議会への挑戦状なのか、幼稚園、PTAの方々の気持ちを再び逆なですることが目的なのか、ホームページにおいて、教育を希望する3歳児において保育園にて特別に募集する、幼稚園じゃなくて保育園にてです、保育園にて特別に募集するという案内を掲載し、5日の夕刊、これは日付は6日ですけどね、の一部地元紙に記事としても掲載されました。これについては、6日の金曜日の午後、ホームページからは削除し、一部地元紙に対しては訂正文を書いてもらうということでしたが、6日の金曜日の夕刊、もう7日付です、訂正文はなく、7日の夕刊、8日付です、土曜日の8日付にもなく、週が明け、昨日9日の日付、今日の10日付ですけれども、にやっと募集取りや

めの記事が出ました。4日間あったわけですね、新聞記事が出て。問責決議の重みを市長は全く理解していないようで、あきれて物が言えません。

また、議会での9月議会から12月議会にかけての十分な議論を尽くし、議会として尾鷲市立尾鷲幼稚園3年保育の陳情採択が行われているわけなので、議会で議論もされていない認定こども園ありきで事を進めるのではなく、議会での意見を尊重し、尾鷲市立尾鷲幼稚園の3年保育を一日も早く実施すべきだと思われませんが、いかがでしょうか。

次に、折橋墓地の移転についてであります。

都市計画道路尾鷲港新田線の整備について、折橋墓地移転候補地として決定していた光ヶ丘墓地の西側である移転先を、昨年11月に隣接地の実質管理者の方の反対を理由に突然断念するという報告がありました。4年前から県と一緒に進めていた計画であり、とても残念な報告でありました。県にも大いなる迷惑をかけることになりましたが、一方で、前移転候補地であった地権者の方から、1月15日、2月6日の2回にわたって陳情書が議会や議長宛てに提出されています。市長にも同じような陳情書等が届いていると耳にしております。前移転候補地であった地権者の方の話によりますと、8年以上前から尾鷲市から打診があり、そのため宅地開発の話もあったがそれを断った経緯もあるようです。突然の尾鷲市の方向転換に対し法的手段も辞さないという話があります。誠意ある対応が必要だと思われませんが、現在どのような対応をされているのか教えてください。

最後に、4月から導入予定の尾鷲総合病院のDPC制度についてであります。

DPCとは診断群分類包括評価というものであり、これは、現在のような、実際、診療で行った検査や注射、投薬などの量に応じて医療費が算定されるいわゆる出来高払い方式ではなく、病名や手術、処置等の内容に応じた1日当たりの定額の医療費が決まっており、それを基本として全体の医療費を算定する包括的評価方式と言われております。分かりやすく申し上げますと、食べ放題、飲み放題といったように、どれだけ食べようが飲もうが飲食代が同じというようなものであります。この制度は、診療がある意味効率的に行われ、急性期と呼ばれるいわゆる入院期間が短い患者を優先し、入院期間が長い患者を、ある意味排除するような仕組みであります。なぜなら、医療費が定額であるといっても患者の入院期間において全て一定というわけではなく、病院日数が経過すればするほど段階的に引き下げられる仕組みであり、その引下げも急激に引き下げられるような仕組みになっております。そのため、病院側からすれば、入院日数が長くなればなる

ほど、一日当たりの病院の診療報酬、すなわち病院の医療費収入が減少することから、過去のデータを見てもDPC導入病院では明らかに入院日数が短縮されております。そのため効率を追求するあまり、早期退院を奨励したり、また、長期入院者をじゃけんに扱う可能性もあるという指摘もあります。

そこで、1点だけ確認させてください。広報おわせ2020、令和2年2月号の5ページにDPC対象病院になっても尾鷲総合病院が提供する医療行為に変更はありませんと書かれています。入院期間を短縮する仕組みのDPCですが、医療行為に変更はないという表現は到底正しいとは思えません。正しい情報を市民に提供すべきだと思われませんが、市長の率直な考えを聞かせてください。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） ただいま奥田議員から主に五つの件につきまして御質問がございました。その中で順番にちょっと整理をしてお答え申し上げたいと思っております。

まず、問責決議を受けての私の心境について申し上げたいと思っております。

このたびの問責決議につきましては、私自身の市政運営に対する議会からの御指摘であり、非常に重く受け止めておるところでございます。この指摘を真摯に受け止め、今後の市政運営において市民の皆様への丁寧な説明、周知及び議会での十分な議論をいただく必要があるものと考えております。

次に、私の市政運営の考え方についてであります。

私は、所信表明においても、市民の皆様とともに豊かな町、尾鷲をつくり上げていくといった活力ある気持ちを大切に、そして、諸課題に対しあらゆる施策を展開し果敢に取り組むと申し述べさせていただいたところでございます。さらに、職員の働き方のキーワードにSATを掲げ、課題に対し全庁一丸となって取り組むものとしております。

当然のことながら、本市の抱える諸課題の対策や新たな改革の取組において、市民の皆様、議員の皆様の御協力を頂きながら、議会と執行部が連携を強化し、一丸となって市政運営に邁進しなければならないと考えております。このことから、私は、市政運営に改めて強い責任感を持って取り組んでまいりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それに関連しまして、企業と行政の違いを踏まえということに関しましては、私は、企業感覚を行政への取組で、うまく行ったこと、うまく行かなかったこと、

どう思っているか、私自身お答え申し上げたいと思っております。

私は、常日頃から、企業経営、行政運営を問わず、目的と手段を両輪で進めていかなければうまく行かないという考えを持っております。

行政においては市民サービスを充実させること、特に、福祉、教育、防災といったこういったことを充実させなければならないと考えておりますが、これを充実させるためには財源の確保が必須であります。企業経営で言えば、利益追求が当然のことであり、その目的を達成するために、お客様、すなわち購買者を大事にする手段により、安定した経営に必要な収益を確保していくこととなります。

行政においては、経済の活性化により税収の底上げを行うこと、また、国や県の有利な交付金、補助金を獲得し財源を確保することといった手段により市民サービスを充実させるといった目的を達成させることができると考えております。

しかしながら、本市においては、緊縮財政政策の実行を余儀なくされているところであり、効率的、効果的な行政運営が求められているのが現状でございます。市民サービスを充実させるためにも歳入をいかにして増やすのか、事業の中身を精査し、歳出をいかにして削減させることができるのかといったことを重視し、今後も目的と手段を明確にしながら市政運営に邁進する考えであります。

次の2番目につきましては、ごみ焼却施設の建設の件についてでございます。その進捗状況についてお答え申し上げます。

広域ごみ処理の推進につきましては、ごみ焼却施設を広域で整備することで、建設費用、そして、維持管理費等の負担を軽減できることが関係市町における共通認識であります。現在、東紀州5市町の一部事務組合設立準備会において関係市町が連携し、一部事務組合の設立に向けた検討を進めております。

経過としましては、昨年10月、中部電力より当初の建設予定地である定期点検用地に加え、燃料基地用地も含めて検討することを推奨していただきました。このことを受けて、関係市町で協議を重ねた結果、燃料基地用地についても建設予定地として検討する必要があると判断したことで、さらなる精査、検討が必要となったことから、当初、12月議会に予定をさせていただいていた一部事務組合設立に係る規約案の上程を見送りさせていただいたところであります。

進捗状況といたしましては、関係市町で協議を重ねた結果、燃料基地用地の丘陵地部分についても検討すべきであるということから、定期点検用地ではなく、津波対策や費用面で優位と考えられる丘陵地部分を含めた燃料基地用地を中心に検討を進めております。

このことから、燃料基地用地での施設整備箇所、敷地面積、造成工事等における盛土の土量及びくい施工費や遮水工事費等の概算費用を算出するため精査しているところであります。

この丘陵地においては標高が約17メートル以上ありますが、搬入道路や丘陵地の形状、面積に加え、丘陵地の上を通る送電線への対処についても課題を整理していることから、大変申し訳ございませんが時間を要しております。

しかし、令和2年中に一部事務組合を設立したいと考えておりますので、早急に検討結果をお示しし、議員の皆様への用地選定に対する御意見を踏まえた上で建設予定地を確定してまいりたいと考えております。

新たなごみ処理施設を広域で整備するためにも、関係市町と十分な調整、協議を行ってまいりますので、何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、PTAに回答した尾鷲幼稚園の在り方についての質問についてお答え申し上げます。

尾鷲幼稚園の3年保育につきましては、議会において陳情書が採択されたこと、また、署名活動による6,358人の方が署名されたことにつきましては、大変重く受け止めております。

しかしながら、これまで申し上げてきましたとおり、幼稚園児の減少傾向や将来の幼児数の予測から見て、今後、幼稚園児が多くは見込めないことから、望ましい教育効果を発揮する一定の集団の確保が困難であるため3年保育の実施はしないと要請に対して回答したところでございます。

幼稚園児の減少等を考えると、一定の幼児数が確保でき、なおかつ3歳児を受け入れることができる認定こども園が本市にとってよりよい選択であると考えております。将来の幼児教育を考えたとき、全ての子供たちが教育・保育を継続的に安定的に受けられる新たな仕組みである認定こども園の設置を考えております。

また、認定こども園につきましては、市民の皆様への丁寧な説明や周知及び議会の皆様との十分な議論が必要であると考えております。そして、認定こども園の設置のめどが立った段階で、尾鷲幼稚園をどうしていくのかは議会において十分に御議論いただきたいと存じております。

今後につきましては、議会の皆様との連携を密にし、よりよい幼児教育の在り方を目指してまいります。

次に、光ヶ丘墓園西側地権者から質問に対する対応についてと、市長としてどう対応されたのかについてお答え申し上げたいと思っております。

まず、地権者に対する私の思いでございますけど、それについてお答えいたします。

地権者には、光ヶ丘墓園西側への墓地移転を断念した際におわび申し上げました。地権者の方々に、長期間にわたり期待を持たしたことにつきましては、改めて大変申し訳なく思っております。そういった中で、地権者の方からの質問書に対する対応についてお答え申し上げます。

光ヶ丘墓園西側地権者からの質問書につきましては幾つかの御指摘を頂き、それに対して一つ一つ事実を精査し、不備があったものについては担当職員に対して指導を行うよう総務課長に指示を出したところであります。その結果を基に、地権者本人に対して、2月6日及び2月28日に回答させていただきました。

次に、DPC制度についてお答えいたします。

尾鷲総合病院では本年4月からDPC制度に参加を予定しておりますが、このDPC制度へ参加することによって変更となるのは、入院医療費の計算方法、これを出来高払い方式から一部出来高評価部分を除く包括評価方式に変更となるものであり、尾鷲総合病院が提供する医療や診療方針を変更することではなく、早期退院を促進するものでありませんので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この件についての詳細な回答につきましては、病院事務長のほうからお答え申し上げたいと思います。いいですか。

じゃ、以上、私からの御質問に対する回答とさせていただきます。

議長（瀨中佳芳子議員） 教育長にお答えは。

教育長。

（「時間ないじゃない」と呼ぶ者あり）

教育長（出口隆久君） 幼稚園の3年保育の問題につきまして、今、市長が申し上げたとおり陳情はありました。そして、署名活動におきましても、たくさんの方々が思いを寄せられたことは私も大変重く受け止めておりますが、その思いにお応えができなかったこと、本当にこれは申し訳ないと思いますが、幼児の教育活動として、私たちは成長過程を考えたときに、幼児教育において重視しなければならないことは、やっぱり一定規模の集団の中で生活を営み、様々な経験を重ね…。

（「聞いたことに答えてくださいよ」と呼ぶ者あり）

議長（瀨中佳芳子議員） 不規則発言はおやめください。

教育長（出口隆久君） 人間形成の基礎を営んでいくことがとても重要であると考え

ております。そのためには、これまでも申し上げているとおり、3年保育を実現するために認定こども園の設置が本市にとっては望ましい選択であるというふうに考えておりました、今後様々なところの御意見も頂き議論をしてみたいというふうに考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 時間がないので、ちょっと急いで行きます。

今日も傍聴もたくさん来られておまして、紀北町議会の議員の方も3名来られていまして、来られていますけれども、この前、紀北町議会も3月議会を開会したということで、先日、その開会の際の尾上町長が施政方針演説で、思いやりのあるかじ取りということを強調されたというふうに聞いております。

一方で、尾鷲市の加藤市長はどうかというと、冷たいとか冷酷だなどという声が結構出ていまして、まさしく血も涙もない方だなどという声も結構聞かれています。

それで、先ほどちょっと申し訳なかったですけども、大企業の僕は会社の社長なら経営計画やら事業計画を重んじると思うんですよ。重んじますよね、普通。だから、そういう方かなと思いましたが、市長って違うんですね。オーナー会社のワンマン社長と一緒にじゃないかなという気がして、総合計画は無視する、教育ビジョンは無視する、病院の新改革プランも無視していますよね、3年前につくった新改革プランには、D P CのDの字も入っていない。それを準備してきた、2年をかけてね。子ども・子育て支援計画事業も、昨日質疑をさせてもらったけれども、計画とその方針が全然違うと、それでもいいんだみたいな言い方をされていましたが、本当に行政手続も全く理解していないと。だから、行政というのは、やっぱり市民から大事な税金を預かっていますからね、そういう意味では、きちっとした行政手続というのがあるんだと思いますけれども、それが全然分かっていないのかなという気がしてならないんですけれども。

それで、問責決議を受けて、認定こども園設置の方針は変わらないとかね、今、もう認定こども園ありきじゃないですか。それも民間のね。民間運営の認定こども園ありき。議会も議会だとか、より密接なコミュニケーションをとっていると。もう、これ、問責決議のときも言われているので、今も言われたんでね、僕はちょっと新聞記事を見て、これは本当なのかって確認しようと思ったんですけども、今、同じような、より密接なコミュニケーションをとっているとかいうことは、今、市長も言われたので確認しません。

でもね、これ、意思疎通、コミュニケーションって意思疎通じゃないですか、日本語に直すと。ということは、思考の伝達ですよ。それが全然できていないのに、より密接なコミュニケーションと言われても、ちょっと僕はぴんとこないんですけどね。それで、今、議会軽視がどんどんやられているので、そういう状況の中で、市長というのは平常心でおられるのかなと。

今、平常心でおられますか、市長、いろんなことを、今、言われていますけど。この問責決議を受けた後でも、こういうことを言われていますけど。平常心ですか、今。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 問責決議を受けたことに対しては、先ほど申し上げておりますように重く受け止めております。いろいろ考えるところはあるかもしれませんが、しかし、平常心をもって、今後、議会の皆さん方とコミュニケーションを図りながらやっていきたいと。だから、意思の疎通ということが、議員おっしゃるように、まず必要なのではないかと考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 僕はね、この問責決議を受けたにもかかわらず、4日の日にホームページに教育を希望する3歳児を保育園で受け入れるってね、こういうことを平気でやる。新聞にも出ましたけどね。昨日、やっと新聞は訂正しましたがけれども。非常に不謹慎ですよ。言葉は申し訳ないけど不謹慎だと思います。このぐらい、いいですよ。不適切発言はちょっと控えようと思っておりますので。不謹慎ですよ。こういう問責決議の意味が全く分かっていない。もうあきれて物が言えませんが、この結論ありき、それも民間運営のこども園ありき、こども園ありきね、これはどうなのかなと思って。僕は、尾鷲市民ってね、市長、結構シビアですよ。尾鷲市民って、考えていないようで考えていますよ、見ていないようで見ていますよ、市長。6,358人も署名が集まったんですよ、これ。議会は陳情を採択しています。その辺をちょっとよく分かってほしいと思うんですけど。

ちょっと2番へ行きますね、2番目のごみ焼却施設。

これ、今日、紀北町の議員の皆さんもこうやって傍聴に来られているんですけど、僕、来られると思わなかったんですけど。1月26日の日に、我々は11月ですよ、11月の委員会から何も報告を受けていないんですよ、議員の皆さん、僕も含めて。でも、1月29日に紀北町、これ、複数の方からもらったんです、

紀北町の議員の皆さんから。1月29日の日に、第二ヤードだけじゃなくて、これ、先ほど言われた丘陵地、丘陵地も検討するというのは報告されたというんですね。1月29日ですよ。我々全然報告を受けていない。2月も委員会をやるって言いながら開いていない。今、言われましたけれども、これ、どうなっているんですか、この情報の格差とか情報が。尾鷲市に造るんでしょう。尾鷲市に造るので、尾鷲市が主体になってやらないかん。それが、なぜ、この情報の格差が起きているのか。市長、これは何でなんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） 委員会のほうで丘陵地の報告をさせていっていなかったことについては、誠に申し訳ないと思っております。

ただし、11月に報告をさせていただきまして、議員さんからの意見もございましたように、丘陵地等も含めて検討すべきじゃないかという意見もございましたので、そういうことで、今、現在こういう形で報告をさせていただいておるという状況でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） でもね、課長ね、意見は出ましたよ、意見は出たにしても、報告全然受けて、その後どうなったか全然聞いていないじゃないですか、議員の皆さん。それをもう紀北町では1月29日にこういう報告を受けて、丘陵地の検討とか言われて。だから、僕らもね、これまでもそうやけれども、これ、2月2日かな、2月2日に、もう資料、ちょっと紀北町の議員の皆さんにもらったんですけれども、講演会が開かれていて、広域の仕組みというのはちょっと問題があるということを言われているんですよ。というのは、これまでも私もおかしいなと思ったんですけど、広域でやるものだから、僕ら議会として何か言っても、いや、それはほかの4市町を含めた5市町での議論ですって言われてしまうじゃないですか。何も言えない。議会で議論させないのかな。それで、SEAモデルもそうですよ、SEAモデルね、中電跡地の。あれも、我々が意見を言っても、いや、それはSEAモデル協議会が検討するんだと、中電と商工会議所が一緒になった。だから、全て議会に議論をさせないような、僕はそれが何かおかしいなと思うんですよ。尾鷲市に造るなら、尾鷲市が主体となって議論すべきだと思うんですよ。そうじゃないと、やっぱり、これ、今、中電に言われるがまま進んでいるんじゃないかという印象をやっぱりほかの市も持っていて、当然私は持っていますけれども、それじゃ、やっぱりほかの4市町からの信用も失うんじゃない

ないかなという気がしてならないんですよ。だから、しっかりその辺進めてもらわないと、市長、お願いしますよ。

何で私はこれを今回のこのテーマを選んだかという、今回の私の一般質問のテーマって、最近決めているんですよ。今回のテーマは何かというと、五つも挙げましたがね、今回のテーマは情報開示ですよ。情報開示がちゃんとできていない。加藤市政になってから本当に特にそうなんですけどね、情報公開というかそれが欠如しているとか、市民への説明責任が全然果たせていない。そのことを僕は言いたいんです。ですから、これ、2年前の2月に新聞に発表して、尾鷲市は中電跡地に決めたと。それで、突然、実質的にはやめましたよね。実質的にやめたけれども、それでどんどん振り回されて、どうなっているのか全然分からない。議員だって分かりませんよ、我々。11月に委員会をやって、全然報告を受けていないんですから。もう、だからそういうことももうやめていただきたいと僕は思う上で今回取り上げたので、ぜひ情報開示をしっかりやっていただきたいというふうに思うわけでございます。本当に、これ、うまくいくのかな。

僕は、何で、これ、もう一個言わせてください。もう一個、これ、私、取り上げたのは何でかという、市長に申し上げたいのは、一番申し上げたいのは、これも2年前の2月に新聞に載って、尾鷲市が発電所跡地に建設地を決めたと。結論ありきですよ。今回の認定こども園の話と一緒に。結論ありきで、もう市民に、えっと思わせるんだけれども、どんどんどんどん知らないうちに進んでいく。今回も、これ、こども園、どんどん市民の方が知らないうちにどんどん進んでいくんじゃないかという気がしてならないんですけど。

でも、市長、よく考えてください、これ。発電所跡、駄目だったじゃないですか。僕もずっと一般質問を6回しましたよ。あそこは駄目だ駄目だって。6回して、やっとでしたけど。駄目だったじゃないですか。やっぱり結論ありきで進むと、いろんな軋轢ができるし、いろんな問題が出てくるんですよ。だから、今回でも、こども園ありきで進んでいくと、ただでさえ、今、保護者の方々の不信感が市長に行っているのに、これ、6,358人の市民の方もそうですよ。何やと、今、思っておるわけですよ。この不信感の圧力や軋轢があるからね、僕はこれは注意してほしいなと。このまま行くと、これ、発電所跡のごみ焼却施設の建設予定と一緒に進めると失敗します。言っておきます、失敗しますよ、市長。僕は、それは、老婆心ながら言っておきます。

それで、3番に入ります。もう時間がないので言っておきますけど、尾鷲幼稚

園というのは公立ですよ、尾鷲市立。保育園というのは、民生事業協会という民間が運営しているんですね。これ、市民の方は知らない方が多いんですけど、民間がやっています。だから、我々議会としても、その決算書がどうなっているのかというのは見ていません。議会は中身のチェックをしていません。いいですか、民生事業協会の中身なんて知りません。尾鷲市は、保育園は民間に委託します。

特定の議員から市長に申入れがあったようではございますけれども、この認定こども園というのに対しては、もう一度も議論のテーブルには上がっていないわけですね。市民の方々、ちょっと分かっていないかもしれないんですけども、尾鷲幼稚園に、今、園児がいらないわけではない。この前も申し上げましたけれども。今でも年長が11人、その下が9人いる。20人いると。この4月からも年長が7人、5歳児が7人、4歳児が7人、14人もいますね、14人もいます。そういう中で認定こども園ありきでやってしまうと、先ほど申し上げたように、ごみ焼却施設と一緒に、もう、ここ、もうこれでどンドンどンドン進めていこうとしているわけなんですけれども、これ、先ほど市長の、僕が質問して、認定こども園のめどがついてからの尾鷲幼稚園の議論はおかしいんじゃないかと言っているにもかかわらず、また答弁で同じことを言うて、何を聞かれているのかなと、すみません、気がするんですけど、認定こども園のめどがついてじゃなくて、尾鷲幼稚園の議論が先じゃないですか。そう思いませんか。まず、尾鷲幼稚園をどうするか、まず議論してくださいよ。我々は、尾鷲市議会、尾鷲市の最高意思決定機関である尾鷲市議会が陳情を採択しているんですよ、3年保育の、しています。6,358人という署名が集まっているわけですよ。それで、三木幼稚園が廃園になる、3月末ね。だから、三木幼稚園が3年ですよ、今。それを尾鷲幼稚園に移行するというのとは簡単なことじゃないですか。この前も申し上げたけれども、市長は公約をいろいろ掲げてもできていないじゃないですか。それで、ごみ焼き場も、今、苦戦している。SEAモデルも何をやるかまだ全然何も決まっていない。これ、病院もどうなるか分かりませんよ。いろんな問題を抱えている中で、三木幼稚園をそのままスライドするということは、財政的にも何の問題もない。職員1人来てもうたらええ話やし。なぜそれをやらないのか。それ、だから、やらない理由、何かあるんじゃないかと、市民の方々ね、何かあるのかなというふうに取りられますよ、これ。何かあるんで……。何で、それ、取りつかれたように認定こども園。それも、民間に任せるようなそういうようなので行くのか

など。それで、思うんですけど。

一点だけちょっとお伺いしたいんですけどね、この特別措置ね、教育募集3歳児、これ、別に保育園じゃなくてもいいでしょう。何で、これ、幼稚園でやろうとしないんですか。市長。

議長（濱中佳芳子議員） 誰、どっち。

3番（奥田尚佳議員） 市長に聞いてください。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、現在在宅、要するに来年度、要するに今年の4月1日から、3歳児についてまだ在宅でお決めになっていない方々に対して選択肢の一つとして、我々としては、今、現存しているその保育園の一つの制約といいますかね、要は、要するに、子供たちの、俗に言うなら専業主婦である人たちについては保育園には行けないと、そういうことを解除しながら、そういう選択肢も出したということでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） これ、幼稚園って、すぐできるじゃないですか、そういうことを聞いているんですよ。

もうあまり時間ないんであれなんですけれども、認定こども園というのは、2006年ですよ、平成18年10月に創設されています。これは、目的は待機児童の解消なんですよ、都会のね。平成12年、これが平成12年という2000年ですか、2000年頃、2000年ですね、文部省、今現在の文部科学省ですけども、ここが満3歳児の就園ね、園につく、に対する補助金給付を始めたんですね。だから、満3歳児の幼稚園というのは、この頃からちょっと増加しているんですよ、幼稚園の数はね。これは何でかという、だから、認定こども園をつくる前ですよ、6年前に、6年7年前かな、文部省は動いているんです。これは、認定こども園では内閣府ですけどね、管轄が。今でいう文部科学省は、認定こども園を設置する6年前に幼稚園を充実させようと、3歳児をね、3歳児を。それは何でかという、育児の悩みや職場復帰などを理由に、少しでも早い時期に子供を入園させたいとか、やっぱり1年でも早く勉強させたいとかね、そういうふうな希望する母親らが多いこともあります。多いことと、少子化の中、園児の確保を幼稚園もしようということもありますよ。これがあって動いているわけですね。その中で、平成23年、2011年ですけど、2月に文部科学省は、学校教育の対象年齢についてという指針の中で、幼稚園は満3歳児の子供に対し

教育を体系的かつ組織的に行う学校であるということをやっているわけですよ、学校だと、満3児以上ね。

この前、私は、2月14日の日ですか、保護者の方々、保護者に対する説明会ありましたよね、教育長ね、それを傍聴させていただきましたけれども、この2月14日、13時15分から14時19分まであったんですけども、教育長や課長からの説明は14分ぐらいだったかな。あとの50分は、この認定こども園と、それから尾鷲幼稚園の廃園に対するすごいもう皆さんね、抗議がありましたでしょう、教育長、ありましたよね。それで、もう本当に私、それを聞いてすごいなと。この17人の保護者の方がいましたけれども、もう熱心に言われていましたよね。私、聞いていて思ったのは、この17人の父兄の保護者の方々ら、もう熱いですね、熱かった、非常に。皆さんが意見を言うていたの、ずっと。もう本当に勉強熱心やし、教育に対して熱心ですよ。だから、認定こども園、幼稚園と、これ、これですね、御浜町、御浜町が、認定こども園、あるんですよ、一つ、今。これは公立です。もう一つ、4月から、もう一つの保育園も認定こども園にするらしいです。だから、御浜町は、二つの認定こども園ができると。でも、二つとも行政が責任を持ってやると。熊野市は、2年前に公立の木本幼稚園と公立の木本保育園が一緒になって認定こども園をやっています。でも、公立です、これは公立。行政が責任を持ってやっておる。熊野市の場合は、そのほかに私立の幼稚園が1園、私立の保育園が1園あります。

私、何が言いたいかというと、これは熊野市のほうに聞いたんですけども、やっぱり幼稚園と保育園が一緒になった場合にね、やっぱり幼稚園の保護者の方々の方のほうが、イベントにもたくさん参加してくれるし、それで、やっぱりPTAの役員とか持ってくれたりね、熱心らしいですよ、教育熱心。保育園の保護者の方々が熱心じゃないという意味じゃないですよ。でも、ほかのところを調べてもね、やっぱりね、幼稚園の保護者の方々というのはね、やっぱり教育熱心なところが多いし、熱心なんですよ。全てとは言いませんよ、相対的に見た場合ね、相対的に見た場合そういうことが言えるという、言えるらしいですね。だものですから、私は、今回でもね、この御浜町と熊野市が公立でやっている。私は公立でやるべきだと思うんですよ。今回認定こども園の話が出てくるのであれば、今回の特別措置も尾鷲幼稚園でやって、尾鷲……。だって、認定こども園というのは、幼稚園の勉強という部分を含んでいかないかんじゃないですか。ということは、やっぱり基本は幼稚園なんですよ。だから、今、特に尾鷲の場合、

尾鷲幼稚園が公立なんですから、尾鷲幼稚園を基本にして認定こども園をつくっていくということなら分かりますよ。でも、今の、まだ分からないでもない、分からないでもね。でも、まずはやっぱり3年保育にしてね、3年保育にした上で認定こども園をすべきじゃないかというような感じがするんですけど、市長いかがですか。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今の現在のこの幼児の推移から見ても、やはりどんだんどんどん幼稚園児、幼児の推移から見ても人口的にも減っていますし、幼稚園希望者というの減るというようなそういうデータが出ております。そういった中で、私たちは幼児教育を希望する全ての子供たちが等しく教育を受けられるようにするために、我々は本市として認定こども園を実施しようじゃないかというような考え方を打ち出したわけでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） でもね、その幼児、幼稚園へ通う子が少ないという、減っていくとかいう断定的に言いますけどね、市長、これね、僕が思うにはね、去年10月から保育料無料になりましたよね、3歳児以上。3歳児、無料になりましたでしょう。これ、でも、保育料といっても幼稚園も一緒なんですよね。認定こども園も一緒ですけど。3歳児以上は無料なんですよ。ということは、そのこともあってかと思えますけど、やっぱり3歳児で、やっぱり幼稚園とか保育園へ預けたいと思うんだけど、尾鷲市の場合、今、選択肢がないんですよ。保育園しかないから保育園に募集するに決まっているじゃないですか。だからこそ、8月に陳情が出ているんだからね、もう6か月以上もたっています。これ、緊急のアンケートをね、これ、ゼロ歳児から含めてですよ、ゼロ歳児からも含めて、2歳児も含めて、1歳児も2歳児も、どれだけのものを、3歳児にしたらどうされますかというね、潜在的なニーズというのを僕はきちっとしたアンケートなりを取らないことには、これは教育委員会、怠慢だと思いますけど、教育長、いかがですか。

議長（濱中佳芳子議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） その前に一つ……。

（「その前、要らないです」と呼ぶ者あり）

教育長（出口隆久君） いえ。

（「聞いたことだけ言ってください、時間がないから」と呼ぶ者あり）

教育長（出口隆久君） え。

（「怠慢かどうかだけ、怠慢かどうかだけ」と呼ぶ者あり）

教育長（出口隆久君） 怠慢ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

教育長（出口隆久君） いや、アンケートにつきましては、また今後検討させていただきますので……。

（「検討ですか」と呼ぶ者あり）

教育長（出口隆久君） 検討。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） じゃ、検討するって、昨日、教育長は検討するというのは、検討して推進することだということと言われましたよね、計画の中でね。ということは、検討するということは推進するというふうに理解させてもらいますね。教育長ね。ですので、最後に申し上げます。私は、まずは、尾鷲幼稚園は、やっぱり3年にすべきです、これ、まず。特例措置をやるんやったら、尾鷲幼稚園でやればええ。すぐやれること、市長ね。それで、これ、やっぱりこの尾鷲幼稚園を、今、公立のものをなくしてしまうと行政主体の幼稚園がなくなってしまう。だから、就学前の幼児教育というものを全て民間に任せてしまうと、これはやっぱりね、やっぱり僕は反対ですね。だから、今、民間園、民生事業協会ですか、委員会の中で福祉保健課長言われましたけれども、民生事業協会で協議を進めていると言われていましたけれども、私はそれに対しては反対です、言うておきます。そういうやり方はおかしい。やっぱり尾鷲市のこのまちづくりを考えた場合に、やっぱり就学前の、この少子化だからこそ就学前の幼児教育は、やっぱり尾鷲市が、行政が責任を持ってやりましょうよ、そんなものは。だって、御浜町だって、熊野市だって、責任持って認定こども園をやるにしても行政がやっているじゃないですか。そこをちょっと考えてほしいなということを申し上げておきます。

それから、時間がないので4番目へ行きますけれども、折橋墓地なんですけれども、この前地権者の方々は、やっぱりね、何を言っているかということですね、やっぱりその仕事の仕方、その隣接地の実質的管理者の方々が反対しているというのは、もう前から分かっていたと思うんですけれども、全然交渉にも行っていない、1回も会っていなかったというね、そういうことはおかしいんじゃないかと。

それから、去年の4月に県の予算がつかしました。墓地移転事業3,847万4,000円、これは、墓地情勢調査設計積算業務委託料ですよ。これもやっぱり県に対してちゃんとした説明をしているのかということなんですよ。ちゃんとした説明をしていたら、こんな予算、下りないでしょう。何かごまかしがあったんじゃないかということをしているんです。だから、情報をきちっと伝えていないんじゃないかということなんですよ。それが問題なんじゃないかと。だから、同意書についても、平成30年11月30日の日にね、候補地の調査に関する同意書、調査に関する同意書をもらっていますというような委員会で我々には説明しましたけれども、でも、この同意書の内容を見ると違うじゃないですか、調査だけですか、これ。もうかなり踏み込んでいますよ、仮契約じゃないですか、これ。もう地権者の方に言わせますと、もともとね、よく知った方ですよ、法律の詳しい方なので、これは仮契約やと。だって、物件の表示も書いて、墓地拡張することについて何ら異議なく承諾する、所有する土地売買、共用の土地売買及び立木補償の協議に応じることに同意するというじゃないですか。単なるその調査の同意書じゃないでしょう。だから、そういうことを議会に対しても平気で虚偽の報告をするのかと、そういうことを言っているわけですよ、そんなのでいいのかと。市長に対しても正確な情報が上がっていないと。市民に対しても、結局は正確な情報が伝わっていないと、そのことが問題だと言っているんですよ。だから、情報公開をしっかりとやってくれということをしているんです。ですので、その辺のことを踏まえてね、市長、動いてください。いかがですか。手短かに願います、ちょっと時間がないので。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど奥田議員がおっしゃっていますような情報公開、あるいは情報公開とかお互いに情報を共有するとかというそういうことは、今後、詰めていきたいと存じております。

今回のこの折橋墓地移転の建設候補地云々の話なんですけれども、これは第4回の定例議会において、私もこれについては申し訳ないということで。要するに、事務の手順が非常に誤り、これによって光ヶ丘墓園西側への墓地移転を断念したことにつきましては、令和元年第4回定例会において謝罪させていただいたと。それと同時に、地権者の方々に申し訳なく思っているということで申し上げたと、こういうことでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3 番（奥田尚佳議員） だから、この辺のところを市長は問責決議も受けているので、それも踏まえてね、こういうこと、同じ轍を踏まないように、もう十分注意してやってくださいよ、これ、本当に。もう平身低頭で行かないと、本当に法的手段に訴えられ……。これ、法的手段をやられますよ、これ。それだけちょっと申し上げております。

最後の質問ですけれども、D P Cですね。先ほど診療方針、変わりはないと、早期退院を促進することはないと言われましたけれども、本当にそうですか。本当にそうですかね。ちょっとやっぱりきちっとね、これ、情報公開、今回、僕、情報公開、情報開示、情報公開がテーマなんですけど、きちっと市民に情報を提供すべきですよ。ごまかしは駄目です。それで、これ、4月からやるということなんですけどね、私は一昨年ですか、一昨年の9月やね、だから1年半前ですか、一般質問をさせていただいて、このD P C制度はどうなんだろうと、これ、地域の病院としての機能が失われるんじゃないかということに危惧しているということを上申しました。医療難民とか介護難民がどんどん出てくるんじゃないかと、町が崩壊するんじゃないかと、僕は申し上げたんですけど、今回は制度の話とかくどくど言うつもりはないんですけど、でも例えばの話をちょっと聞いてほしいですよ、市長、1点だけ。

例えば、学校の先生が、出口先生、例えば、子供たちに勉強させようと思ってね、ゲームばかりみんなしているじゃないですか、ゲームばかり、ゲーム、スマホとかね、パソコンでもそうですよ、ゲームばかりしている子が多いと。ちょっとでも勉強させようと思ってね、1週間、月曜日から日曜日まで統計をとって、毎日ゲームした時間を書いておくと、書いて次の週の初め、月曜日に報告しなさいとしたとしましょう。それが例えば平均で10時間だとします、10時間、平均10時間。平均10時間で、それは20時間の子もいるでしょう、30時間の子もいるかもしれません。でも、平均が10時間だとします。10時間までの子を評価するとしましょう。あなたには大きいマルをあげるよって、表彰状もつくって評価しますと。さらに、全体の25%に入った人には、さらに二重マルのでっかいまたさらに大きい表彰状をあげますよと、評価するとしますね。じゃ、次の週、また今日から頑張ろうねと。できるだけゲームしないでねというふうに言ったとします、例えばね。そうしたら、次の週の月曜日、どうなると思います。もう、子供たち、頑張りますよ、あの表彰状欲しいな。マル入った、二重マルが入ったあの表彰状が欲しいなって頑張るとしましょう、頑張りますよ、

子供たち。じゃ、その10時間だったものが8時間になったとしますね。そうしたら、ほかの子たちも、あれ、先週は10時間だったのになら、10時間の子がいたとしたら、残念だと思うね。さらに努力せなあかんのかなと思うでしょう。じゃ、8時間までに入った子を表彰しましょうと、でかいマルをつけて表彰状をあげます。さらに25%に入った子たち、さらに短くなっていますよね。その子たちに対しては、また二重マルの表彰状をあげるとします。そういうことをしたら、このDPCというのは、そんな制度ですよ。この都会も含めた病院のこの競争原理にさらされるわけです。そして、このどんどんどん短縮させていかないと点数が上がらないんですよ。次のとき。どんどん、だから、そうでしょう、そういうことなんですよ。だから、入院期間は間違いなく短縮しているんですよ、今、言ったように。みんなが頑張る。じゃ、表彰状をもらわなあかんでといって頑張って、子供たちがゲームをする時間が減るように、10時間、平均10時間やったものが8時間になったり7時間になったりしていくわけですよ。だから、今、平均と言いましたけどね、その平均までのところが第Ⅱ期と言われるんですよ。第Ⅱ期の入院日数。さらに25%までが第Ⅰ期の入院日数となって、その第Ⅰ期のところは、さらに点数をつけるけれども、Ⅱ期のところも点数をつけますよ。でも、平均を過ぎるとまた段階的に下がって、もう評価されないとね、そういうふうなことなんですよ。だから、この入院期間がね、短縮されるんですよ。この仕組みをきちっと市民の方に説明してほしいんです、私は。それを、また今日は市長はそういうことを言うた。もう残念で仕方がない、僕は。本当にね、これ、要介護者は、今、要介護認定者、何人いるか知っていますか、市長、紀北町も含めて、知っていますか。3,100人ですよ、3,100人。これはもう最近ずっと変わっていないんです。3,100人、これ、人口減っていて、高齢化、人口が減っていて、そういう状況の中で要介護認定を受ける人は3,100人、ずっと続いているんですよ、28年、29年、30年、31年、32年もそうです。今年も予定よりはもっと減るかなと思ったら増えていると。予定よりも増えている。

ですので、結局は、しわ寄せが、地域包括ケアシステムとかいろいろ言っているけど、早期退院が奨励されてしまっているから、今、民間の介護施設とか養護施設が、今負担を強いられているという状況であるということだけは、このね、人口が減って介護職員も不足している中で、そういう負担を押しつけているということだけは御理解いただきたいと思います。

以上です。すみません。

議長（濱中佳芳子議員） ここで、休憩いたします。再開は11時15分をお願いいたします。

〔休憩 午前11時02分〕

〔再開 午前11時14分〕

議長（濱中佳芳子議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番、仲明議員。

〔8番（仲明議員）登壇〕

8番（仲明議員） 一般質問を始めます。

議員初めての平成29年9月の定例会一般質問は、尾鷲に住み続けるために私の三つの提案のうち、子育て支援についてでありました。特に、子育て支援アドバイザーの設置を質問し、現在、子育て世代包括支援センターに専門委員等2名が配置をされています。

近年の子ども・子育てに係る国の法制度等の動向は、平成27年の関連三法施行による、子ども・子育て支援事業計画の策定、保育士確保プランの策定、平成28年には子育て世代包括支援センターの法制化、保育士の処遇改善、平成29年には、子育て安心プラン策定による待機児童の解消、女性の就業率80%達成目標、平成30年には、新放課後子ども総合プラン策定による小一の壁の打破、放課後児童対策の充実、令和元年には保育・教育の無償化開始など、目覚ましいものがあります。

本市では、昨年12月に第2期子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画の素案が示されました。計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間であり、子ども・子育て支援法第61条に、市町村は、基本指針に即して5年1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする規定をされています。今回の一般質問は、第2期子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画の素案に基づき、認定こども園の推進について質問をいたします。

計画の策定に当たり、保育ニーズや市の子育て支援サービスの利用状況、利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望、意見などを把握するため、就学前児童、小学生児童の保護者を対象にアンケート調査が実施をされています。このアンケート調査と本事業計画の内容を見ながら質問を進めていきたいと思っております。

本市の人口構造は、高齢者人口、65歳以上は増加をしていますが、年少人口、

ゼロ歳から14歳と生産年齢人口、15歳から64歳は減少しており、児童人口、ゼロ歳から17歳の推移では、平成31年では1,945人となり、平成27年から334人減少しています。

また、将来の見込みでは、ゼロ歳から5歳までの予測は、令和6年には416人となり、令和2年の475人から59人減少するとされています。

出生数の推移では平成26年度から100人を下回り、平成29年度では82人となっております。

就業者数の推移では年々減少傾向にあります。女性の年齢別就業率の推移を見ると、平成22年と比較して、特に30代、30歳から34歳の方の結婚、出産、子育て期の労働力率が上昇しており、子育て世代の母親の8割以上が就労しています。特にアンケート調査では、就学前児童の教育・保育施設の利用については77.3%が利用し、そのうち89.7%の児童が保育園を利用しています。地域子育て支援拠点事業、子育て支援センターの利用率は、前回調査の14.9%から33.5%に大幅に増加をしています。小学校低学年の放課後の過ごし方については、放課後児童クラブのニーズが高くなり、特に夏休みなど長期休学中の利用傾向が強い傾向が見られるとしております。

また、子育てについて日頃感じていることについては、就学前児童の保護者で子育てに不安を感じる人が、前回調査の28.4%から39.5%に増加をしています。

今回策定の第2期子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画の基本理念は、共に子育てを支え合うまちづくりとし、基本目標は、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりなど4項目を掲げ、施策の方向、主要施策を計画されています。

私たち議員有志6人は、昨年12月26日、認定こども園の設置検討を提案いたしました。市長の回答の弁で、年明けに就学前教育・保育がどうあるべきかを検討したい、認定こども園も含めて実態を調査したいとのことでした。

出口教育長からは、教育は継続性、持続性が求められる。市の就学前教育は、どういう方法で継続できるのか提案も参考に考えたいと答えられました。

これまで述べました本市の人口動向や児童人口、就業者数、保護者のニーズ、基本目標などを踏まえ、市長の就学前教育・保育についての考えを、まず初めにお聞きいたします。

壇上からは、以上でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、仲議員の御質問である就学前教育・保育の考えについてお答え申し上げます。

第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画に示されておりますとおり、本市においては人口全体の減少や児童人口の減少が予想され、また、社会構造も大きく変化し、本市の世帯構成においては核家族世帯が58%、三世帯家族については2.6%と極めて少なく、子供を取り巻く環境や子育てについての考え方が様々に変化してきており、人と人とのつながりも希薄になってきております。

そのような中、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、充実した幼児期を過ごすことが、児童期への発達につながるものと考えております。

その幼児期の教育を支える大きな役割を果たすものとして、まず、親子のしっかりした絆が形成され愛情が満ち溢れる家庭、そして、同世代の子供たちが共に過ごし、自他共に尊重し合い高め合う集団生活の場が極めて重要であると思っております。

子育て世代の母親の就業率が8割を超える現状を見たとき、子育てと仕事の両立を支援する環境をつくり出していくことは極めて重要であります。そして、未就学児に質の高い教育・保育を提供し、小学校教育へ円滑につなげていくために、安心して子供を託せる環境を整えていくことが大切だと考えております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（濱中佳芳子議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） ただいま市長から就学前保育の回答を頂きまして、集団生活の場は大事である、子育てと仕事の両立をやっぱり重きに置きたい、私もそのとおりに思っています。

今回の子育て支援の計画は、冒頭に、人口、児童人口、人口動態、就業状況、市民のニーズ等が挙げられ、本市の実態が数値で表されております。市のおのこの事業計画や施策の方向は、人口動態など統計数値を活用されていると確信をしておりますが、いま一度統計資料の数値を利活用する大切さをここで確認していただきたいと思っております。経済界出身の加藤市長は、これまで、顧客情報など統計数値の活用がいかに重要であるか熟知していると思っておりますが、市長の考えをお聞きします。この点は、後ほどの質問に関わってきますので、よろしくお願ひい

たします。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 統計数値の活用の重要性についてお答え申し上げたいと思っております。

統計数値というものは、例えば、本市の総合計画を策定する際にも活用しておりますけれども、社会状況あるいは人口動態、そして経済状況等、その時々的情勢において知りたい事柄についての傾向を数量的に正しく把握するものであると考えております。それらの数値を積み重ねて、そして、正しく的確に分析することにより、過去から現在までの変化や将来への予測が可能になるものと思っております。

この数字の活用は、経済界のみならず行政においても、施策の企画立案、さらには、様々な場面での的確な意思決定を行っていく上でも不可欠なものであると、私自身認識しております。

第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画では、本市の人口推移を初めとする数多くの統計数値を基に実態を把握し、そして、将来の教育・保育のサービス量などの予測を見込み、作成したものでございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 統計数値については、その時々的情報を数量的につかむと、そのことによって将来予測ができると、全くそのとおりだと私も考えています。

次に、認定こども園の設置検討の提案についてであります。

市長は、令和2年1月31日に尾鷲幼稚園での3年保育の実施についての回答で、本市の幼稚園教育は認定こども園で実施することとする、認定こども園は、令和3年4月1日の設置を目指すと示されましたが、今回の一般質問は、私たち議員有志の認定こども園の設置検討提案書を引用して質問を続けたいと思っております。

第4回定例会におきまして、尾鷲市立幼稚園PTA会長から提出されておりました尾鷲幼稚園における3年保育の実施についての陳情は、賛成多数で採択されたところであります。私たち議員有志は、行政常任委員会の審査の中で、陳情の趣旨は理解できるが、教育委員会の説明では、陳情の実効性が困難であり、状況が好転すれば実施可能である意味を込め趣旨採択の提案をいたしました。賛成少数で否決となった経緯があります。本定例会の一般質問と行政常任委員会での教

育長の答弁は、3歳児保育については集団としての機能を有する場で様々な体験ができるような園児数が確保できること、また、幼稚園の設置基準においても、同年齢での学年編成が求められており、特に3歳児においては年齢による発達の差は非常に大きく、3歳児の集団としての活動時間を十分に確保する必要がある、少なくとも10名程度の園児が確保できるような状況のもとで実施を検討していくとの方向性を示されています。

さらに、令和2年度の3歳児は、市内76人中、74人が保育を必要とする理由、保育を必要とする理由ですね、理由から、保育園に入園申込みされる状況であり、現状では3歳児からの尾鷲幼稚園3年保育の実施は難しいと思慮され、また、5歳児、4歳児におきましても、各7人、計14人の幼稚園入園申込みであることから、近い将来、園児数が10人以下となる予測もあり、尾鷲幼稚園の存続と市の幼児教育と就学前教育の在り方の検討が喫緊の課題となっていると私たちの提案書に明記をいたしました。

私たち議員有志6人は、3歳児からの幼稚園教育の必要性を慎重に考察し、内閣府の子ども・子育て支援新制度の量と質の両面から子育てを社会全体で支える仕組みである認定こども園の設置の検討を提案いたしました。この提案について、市長、教育長は、どのように認識し検討されたのか、お答えをください。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） この認定こども園の設置検討に対する認識及び検討についてお答え申し上げたいと思っております。

まず、認定こども園設置の提案についての御質問ですけれども、幼稚園児が減少していく中で、これからの尾鷲幼稚園の在り方や市としての幼児教育の在り方を見直し検討していく時期であるとして方針を示したところでございます。

現在、尾鷲幼稚園で3年保育は実施されておらず、今後の幼児数の推移から見ても、市として3年保育を実施することは困難であると考えております。そのため、幼児教育を希望する全ての子供たちが等しく教育を受けられるようにするためには、やはり本市としては認定こども園を検討してまいりました。こういった中で、全国では7,000か所を超えて、県内におきましても、タイプは様々でございますけれども55園の認定こども園が既に設置されており、その需要は高まっていると考えております。

認定こども園が、本市の現在、また、将来の状況においてもよりよい選択ではないかと認識しており、今後、皆様の御理解を得ながら進めてまいりたい、この

ように考えております。

以上でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） それでは、私からも認定こども園の設置検討の御提案に対する認識及び検討についてお答えいたしたいと思っております。

認定こども園は、子供の年齢や保護者の就労の有無に関係なく入園ができます。また、子供世代の母親の就業率が高まっている現状にありまして多様な支援ができること、少子化の中で身近なところでの子供同士の交流も少なくなっている今、一定の集団の中で自立と成長を促し、充実した幼児期を過ごす生活が可能になると考えております。

また、認定こども園におきましては、幼稚園教育要領と保育所で使用されている保育指針の整合性を確保した上で育みたい資質や能力を明確にしております。教育・保育、両方のニーズに応えられるものであること、また、保護者の就労形態が変化をしても子供が継続的に教育・保育を受けられるということもメリットとして捉えることができると思っております。

認定こども園は、今後の本市の幼児教育・保育を進めていく上で望ましい環境が整えられるのではないかとこのように考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 検討した結果について、どうもありがとうございました。

また後ほど御説明をいたしますが、県の三重県子ども・福祉部、保育サービス課の班長の話では、県内の認定こども園は55施設あります。それで、逆に、公立幼稚園は121あるんですけど、去年は10施設、10か所廃園したそうです。今後、20とか30とかいうふうなことで、そういう認定こども園に転換していくというような動向があるという説明を受けております。それはともかくとして、次に進みます。

子ども・子育て支援法第61条には、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、本市では1地区でございますが、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされております。

本市における児童人口は、今後も減少傾向で推移すると見込まれ、施設等利用

給付1号認定、いわゆる幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子供、これが1号認定ですね、の量の見込み、いわゆる量の見込みとは、入所希望の見込みは、令和2年度では16人、令和4年度では13人、令和6年度では9人となっております。総数でも10人を割ると見込みをされております。この見込み数は、素案の計画の64ページに、(3)で確保の内容及び実施時期に明記をされております。

一方、2号認定、満3歳以上で保育を必要とする子供は、令和2年度で230人、令和6年度で217人を見込んでおります。この数値見込み数を見ると、尾鷲幼稚園の総数においては10人を割り、集団での保育・教育の継続性や持続性が確保できなく、尾鷲幼稚園の存続すら検討に入る時期に来ていると思慮しております。

先ほど提案しました統計数値の活用の重要性がここにあると思っております。近い将来の幼稚園の廃園については、この数値をしっかりと見据えていただいた結果であると、私はこのように思っております。

本計画の乳児期の教育・保育の量の見込みと確保対策では、供給体制については、量の見込みに対する供給が可能となり、今後も供給体制の確保に努めますとされておりますが、幼稚園の存続が困難となった場合、1号認定の子供、いわゆる幼稚園等のみを希望する満3歳児以上の就学前の子供が持続的に利用できる施設は、認定こども園が唯一となります。認定こども園だけです。将来的にはこうなります。認定こども園は、来年4月1日の設置を目指すとありますが、丸1年の短期間で開設が可能かどうか、どのように考えておりますか。

また、諸事情により開設が延期されることも考慮していますか、市長、お答えください。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） それでは、認定こども園の設置までの期間についてお答え申し上げたいと思います。

まず、尾鷲幼稚園の在り方にありますように、認定こども園は、令和3年4月1日を目指すとしております。このことにつきましては、これまでも御説明させていただいているとおり、幼稚園児数が減少傾向にあり、そして、幼児期において重要な集団活動を行えるような一定の集団の確保が難しい状況であることから、3年保育の実施はしないと要請に対して回答を申し上げたところでございます。このことから、早急に3歳児の幼稚園教育、これを受け入れることができるこの

施設が必要であります。認定こども園が本市にとってよりよい選択であると考え、早期に設置すべきとの考えから、このような表現をさせていただきました。

そのような中、認定こども園について、まず、市民の皆様にご理解をいただくこと、これが最も重要であると考えております。そのために、設置までの間に市民の皆様への丁寧な説明、周知及び議会の議員の皆様方との十分な議論が必要であると考えております。このような議論を重ねる中で、開設時期が遅れる可能性もあるかと存じております。

以上でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 令和3年4月1日を目指すということですと一貫して言われているんですけど、これ、あくまで目指すであって、準備については、いろんな議会、議会もそうですけど、いろんな関係機関と相談の上、諸事情により延期されることもあり得るという含みの中で、令和3年4月1日、必ず開所するという意味ではないわけですね。再度確認します。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員おっしゃったとおり、令和3年4月1日の開設を目指すということで、今、この認定こども園の設置については、これからどんどんどんまず第一に市民の皆さんに御理解いただきながら周知してもらおうということと同時に、議員の皆様ともいろんな議論が沸騰すると思います。そういったことを見越した場合に、議論がずっと長引いて、長引くというのか議論が続いたときに、令和3年の4月1日という、目指すということは、もっとやっぱり議論すべきだというような話になれば、やはり延期という、要するに延ばすという可能性も十分考えられると思っております。取りあえず、議員のおっしゃったように令和3年4月1日を目指すということでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） よく分かりました。

次に、認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、言わば、幼稚園と保育所の両方のよさを併せ持っている施設であります。機能の一つは、就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能、いわゆる保護者が働いているいないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能です。

二つ目は、地域における子育て支援を行う機能、いわゆる全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場での提供などを行う機

能であります。

また、認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがあり、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等は、その位置づけは失わないということでもあります。例えば、幼稚園機能と保育所的機能の両方を併せ持つ単一の施設として認定こども園としての機能を果たす幼保連携型、認可保育所が保育が必要な子供以外の子供も受け入れるなど幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす保育園型等があります。いずれも、保護者が働いていなくても3歳児からは1号認定として受け入れられる施設であります。認定保育園の規模、職員の状況、施設設備の状況等の人的、物的条件の実態は認定こども園によって異なり、教育及び保育の内容に関する全体的な計画では、このような条件についても密接に関係してくるとされ、効果的な教育及び保育の活動を展開するには、これらの条件を客観的に把握した上で、特に職員の構成、遊具や用具の整備状況等について分析をして、全体的な計画の作成を生かすことが必要であると幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説で記述をされています。私たちが提案した認定こども園設置検討については、このように施設規模や設備の状況、人的な構成、幼稚園教諭や保育士資格の併有なども必要となり、市独自の判断では困難が予測されるため、教育委員会が主体となり、保育担当の福祉保健課及び保育園運営社会福祉法人との十分な協議検討が必要不可欠であります。これまで、関係各課との協議、検討、保育園運営社会福祉法人との協議はなされておりますか。

また、認定こども園の主体や開設場所をどこにするかなどどのように考えているか、教育長、お答えください。

議長（濱中佳芳子議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） 認定こども園についての検討経過及び実施機関の検討についてお答えをいたしたいと思いますが、関係課とはこれまでに認定こども園について検討を行ってきておりますが、実施主体や開設場所については現在未定でございます。今後の協議、検討になると考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 今のところ主体とか開設場所は未定と、そういう答えしか今のところできないでしょう、多分ね。

ただ、本当に認定こども園を開設していくんやと、目指すんやということであれば、あらかじめ主体はどこにするんだ、それで、開設場所をどこなんだ、これ

をしっかりと精査検討して決めて準備を進めないと、僕は一向に進まないというのは、職員、保育士とか、施設とか、そういうふうな状況が出てきます。教育委員会、市内部だけで話をしておっても、これは進みません。やはり、年度内にもしするのであれば、それをあらかじめ決めてスタートして検討していくと。というのは、幼保連携型では12月末が本申請の時期なんですね。それ以外では、2か月前ということで、施設については補助事業がありますので、とてもじゃないけど無理です。そういう意味では、どういうふうな形でするにしても、きちっとした組立ての中で検討を進めていくということをここでお願いしておきたいと思えます。

次に、文部科学省初等中等教育局幼児教育課は、子ども・子育て支援新制度について、教育委員会は、地域における公立幼稚園の設置管理の主体として新制度への適切な対応が求められるほか、当該地方の幼児期の教育全般にわたり教育行政に責任を負っている。新制度は、幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること等に鑑み、質の高い幼児期の教育・保育の提供、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的としており、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携、保育、幼稚園教育、保育士等の研修の充実等による資質の向上や新制度の担当部局と連携協力して積極的に取り組むことが求められている、このように通知をされております。

今回の幼児教育の認定こども園設置の方向性は、速やかな英断であり私は評価をしております。今後、教育委員会では認定こども園の設置計画については積極的に検討し推進していくと思いますが、慎重に一つ一つ検討を重ねて、本市に適合した認定こども園の設置を目指していただきたいと思いますが、再度、教育長、お答えください。

議長（濱中佳芳子議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） それでは、本市に適合した認定こども園の設置ということについてお答えいたしたいと思いますが、尾鷲幼稚園の3歳児保育につきましては、これまでも要望がございましたけれども、希望されている方が極めて少人数の状況でありまして、そのために3歳児も含めて幼児教育を希望する全ての方が等しく教育を受けられる体制をつくりたいという考え方のもと、認定こども園の制度を活用したいという思いでございます。

本市の幼児教育・保育の将来的展望からも、安定的、継続的に幼児教育・保育を実施していけるものと考えております。

今後、特色のある認定こども園の設置を目指し、市民の皆様への丁寧な説明や周知及び議会の皆様とともに十分な議論を重ねながら慎重に設置を検討していきたいと考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） この子育ての支援事業計画の78ページには、乳幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容がありまして、認定こども園の推進が明記をされております。その内容は、認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育園機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務づけられている施設であります。身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、地域の実情や既存施設の状況を踏まえて検討するなど、幼保一体型施設認定こども園について検討を行いますと記述をされています。これは2月ぐらいの委員会である程度修正はされていますが、素案はこのような文面でございます。

第1期の計画では、これは5年前の計画ですね、第1期の計画では、認定こども園の普及にとどまっており、今回の第2期では、認定こども園の推進として検討を行うとされております。子供は宝です。乳幼児期は、環境と関わり合う生活の中で、自己の興味や欲求に基づく直接的、具体的な体験を通して、健全な心身の発達、発育を図り、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であります。

私たち議員有志は、子育て支援の一環として、就学前児童一人一人の発達と生活を見通して、無理なく自然な流れで乳児期の教育及び保育が一貫して行われる認定こども園の設置検討を提案し、去る2月10日には県内に設置されている55施設のうち、津市の認定こども園である藤水保育園を視察研修いたしました。さらには、三重県子ども・福祉部の保育サービス幼保連携班の班長以下数名の方々に認定こども園について概要説明と認可手続、幼稚園と保育園、保育所、認定こども園の相違点など講義を受けてまいりました。

その中で、特に市長にお話ししたいんですけど、特記すべきことは、この三つの施設の国の教育・保育などの指針は、基本的には何ら変わりがないこと、また、認定こども園は、保護者が働いているいないにかかわらず受け入れられること、いわゆる、保護者の都合で子供たちが影響を受けないメリットがあり、何ら不都合なことが見つけられないことなど、さらに理解を深めたものであります。

今後は、市民皆様への理解を得るため、認定こども園の仕組みやメリットなど

周知の努力をしていただき、また、大まかな今後のざっとした検討スケジュールがあればお答えをください。市長、よろしく申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） それでは、認定こども園の設置に向けての今後の検討スケジュールについてお答え申し上げたいと思っております。

これまでも申し上げておりますとおり、認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設であると、幼稚園及び保育所の両方のよさを併せ持った機能であると、保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するものであると、こういうふうに思っております。そして、この認定こども園の設置に向けた理解を深めるためにも、他市町のこども園の視察等も行いながら実態をまず把握したいと思っております。さらに議論を深めながら、よりよい認定こども園をつくり上げてまいりたいと考える次第でございます。そのためにも、様々な機会を通しながら市民の皆様に分かりやすく説明するとともに周知を図る、これがまず大事だと思います。そして、御理解をいただくことが最も重要なことだと思っております。

今後につきましても、議員の皆様はもちろんのこと、関係機関及び関係団体などとともに十分な協議を行い、検討を重ね、この未来のある子供たちを健やかに成長させるためには、やはりハードとソフト、この両面の環境を構築していかなければならないと、このように考えております。

以上でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） やっぱり、検討スケジュールはお答えできないですか。今後のスケジュール。できなければ、委員会でも、ある程度の概要は説明できるというお答えであればよろしいんですけど。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 検討スケジュールということについては、まず我々が今やらなければならないことというのは、先ほど申し上げましたようなハード面はどうかというような話と同時に、ソフト面において、特にやっぱり市民の皆さんに御理解をいただく。議員の皆さんといろいろ協議しながら、どれぐらいの時間がかかるかということがちょっと分からないというね。すぐに皆さん方、御賛同いただけるかどうか分からないし、我々もやっぱり基礎的なあれは持っていますけど、今後具体的に進めるに当たっては大いに議論をしていかなきゃならないという形でございますので、まずは市民の皆さんと議員の皆さんと、そして、お互

いに協議しながら認定こども園の設置に向けていろんな議論を行いたいと、このように考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） ぜひ、県内の認定こども園のやっている実際のところを見ていただきたい。

また、認定こども園というのは、前から子ども・子育て支援の中に入っていますけど、5年前から、それは18年のときがあるんですけど、国の施策では、これがかなり理解されていない。十分に今市長は言われたように、市民の方に説明を果たしていただきたい、このように思います。

以上で終わります。

議長（濱中佳芳子議員） ここで、休憩いたします。再開は1時15分からといたします。

〔休憩 午前11時58分〕

〔再開 午後1時15分〕

議長（濱中佳芳子議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、4番、楠裕次議員。

〔4番（楠裕次議員）登壇〕

4番（楠裕次議員） それでは、通告に従い一般質問いたします。

初めに、具体的なところは、昨日の高村議員、それから午前中は奥田議員が個々細かいことを言っていたいておりますので、私は、まず基本的に制度の在り方のところから入りたいと思いますので、御清聴いただければと思います。

初めに、日本は法治国家であり、憲法から初まりまして各種の法律の下に地方自治があり、それを認めています。市長は、この法律をもとに行政運営を図ることになります。そこで、制度を含めた内容から入らせていただきます。

まず、幼児教育の市長、教育長の姿勢を問うことについて。

2006年に改正されました教育基本法では、第10条に家庭教育の条文が、第11条に幼児期の教育の条文が追加されております。さらに、教育基本法を受けて改正された学校教育法では、学校の種類を挙げた第1条で、従来であれば大学から始まって高校云々という言葉がありましたけど、現行の改正で、最後に入っていたものが、今、幼稚園が、養護学校及び幼稚園という規定が、今、幼稚園が第1条の本文の頭に幼稚園が入っているんですよ。この変更が意味することは、学校教育は幼稚園から始まること。幼稚園が学校教育の始まりを意味していると

いうことを理解していただければと思います。

そこで、幼児教育について、市長、教育長の尾鷲市の将来像についての基本的な考え方と気持ちを伺います。

少子化だから、幼稚園の入園数が少数だから、一まとめにすればいいという考え方はどのような気持ちでどこから来ているのか、何か目的があるのか、本心を回答してください。

また、教育長については、平成27年4月1日に施行されている地方教育行政の組織及び運営に関する法律について、大きく変わっている点を述べてください。

また、現状の教育委員会の取組が新制度とかけ離れていないのかを示してください。

2項目め。昨日、この関係は質疑でもさせてもらいましたが、第7次総合計画、都市計画マスタープラン、みなとまちづくりビジョンの取組方法についてお伺いします。

市の将来像や実施計画の基となる各部門計画は、行政執行部だけの取組でなく、開始当初から市民ニーズを把握するために、ワークショップを導入したり、あるいは、その意見をボトムアップ的に取り入れているのが現状の趨勢であります。このことから、具体的にどのような取組方を検討しているのか。また、市民の在り方について、さらには、まちづくり課題が山積している現状で、地域課題を抽出し、行政運営とのギャップをどのように捉え、どのような将来像を描くのか、市民の考え方を示してください。

いずれにしても、昨日の質疑の中でも市長のお答えで市民参加を取り入れますということでありましたので、ここは特に期待して、たくさんの市民の意見、あるいは、その会議の場所に参加できるシステムを持っていただければなというふうに思っておりますので、あと、後ほど自席に戻ってから質問とさせていただきます。

以上、壇上からの質問とします。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、楠議員の御質問にお答え申し上げたいと存じます。

幼児教育を進めるに当たり、私なりの思いを述べさせていただきたい、このように考えております。

私は、子供にとってとても大切なことは遊ぶ、遊ぶということであると考える

おります。遊ぶにはいろいろありますけれども、座って遊ぶのもよし、走り回って遊ぶのもよし、遊びの中で友達との関わりを学び、あるいはけんかをしたり仲よく共同作業したりするなど、成長していく上で大切なコミュニケーションの力、これを身につけてほしいと考えております。

また、体をぶつけ合いながら遊ぶ中で、相手を傷つけない力加減など自然と身につけていくものだと考えております。特に幼児教育においてはこのような活動が大切であり、たくさんの経験を積むことが豊かな成長を支える大きな力となり、また、その後の学校教育へのつながりとして重要なことではないでしょうか。

少子化の中で兄弟姉妹この数が減り、親戚の子供の数も減り、地域の中でも集団として遊ぶ子供たちの姿を見ることが減ってまいりました。私自身、幼少期には地域の子供たちと集団で遊んでいたことを今でも鮮明に覚えております。幼児期の成長を考えたとき、一人遊びを覚え、二、三人での小集団の遊びの中で自分と友達との関係性を学び、さらに大きな集団での遊びにつながっていくというように成長するごとに世界が広まってまいります。一人一人への細かい配慮や直接支援ができる小規模での教育活動のよさは確かにあると思います。しかしながら、少子化の中であっても一定規模の集団をつくることが大切であると考えております。まずは、幼児教育についての私の思いを述べさせていただきました。

次に、第7次総合計画を初めとする各計画策定の取組についてであります。個々の取組につきましては後ほど担当課長より説明いたさせますが、それぞれの計画は、今後の本市のまちづくりの指針となるべきものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災、減災等に資する国土強靱化基本法に基づく国土強靱化計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略などとともに、縦串、横串を意識しながら個々の計画がばらばらにならないよう策定していかなければならないと考えております。

また、この計画策定に当たりましては、決して行政だけでできるものではなく、市民の皆様の声を聞き、地域における課題を把握し、市民の皆様とともに本市の目指すべき将来都市像を考え、そして、実現するための計画を策定していきたい、このように考える次第でございます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

議長（濱中佳芳子議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） 楠議員の御質問に、少子化の中で将来の幼児教育ということについて私の思い、一応、元教育者でございますので、その中での思いを少し述

べさせていただきたいと思います。

ある風景なんです、公園に小さな子供を連れた家族がおりまして、ベンチに座って数人の子供たちが砂場で遊ぶ様子を見ていました。子供は、初めはほかの子供たちが遊ぶ様子をじっと見ていましたが、やがてその子供は自分で砂場に向かい、隅っこで遊び始めました。すると、ほかの子供が小さなスコップを貸してくれて、そのうちにみんな笑顔になって楽しそうに遊んでいました。これはよくある風景だと思います。

子供たちは、一人遊びの時期を過ぎると仲間を求めます。その中で、一緒に遊ぶ楽しさ、仲間への思いやり、遊びのルール、競争、けんか、そういったものを身をもって学んでいって、やがて自立していきます。そのように考えたとき、少子化が子供たちにもたらすものは、子供同士が切磋琢磨する機会が少なくなっていくこと、一定の規模の集団が保てなくなり、幼児期に必要な集団活動ができにくくなることであると私は思います。

将来の予測では、本市ではますます子供の数は減少傾向にあるというふうに言えます。このような課題の克服のために、行政の立場においては、子供同士が集団として成立するような環境を用意していくのが子供たちにとって最も大切なことではないかと考えています。私たちは、子供にとって何が一番大切なのか、どういう場を用意していくのが子供たちにとっていいのかしっかり考えてみていかなければならないというふうに思っています。

続きまして、教育長の職務に関わって地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正についてお尋ねがございました。これにつきましては、大きくは、教育行政に係る責任体制を明確化したこと、教育委員会審議の活性化、そして、総合教育会議の設置により首長との連携強化、迅速な危機管理体制の構築、その四つが大きな改正の部分でございます。

一つ目の責任の明確化ですが、法律の改正以前は5名の教育委員の中から互選によって選出をされておりました教育委員長というのがございました。この教育委員長が教育委員会の代表でございまして、会議の主催者でもありました。

また、これまで教育長は、委員長以外の教育委員の中から互選をされて任命をされることになっておりまして、教育委員会の権限に関する事務をつかさどり、教育委員会事務局の事務を統括する、そして、職員の指揮監督に当たるといいますのでございました。そのため、ここでの問題は、教育委員長と教育長のどちらが責任者なのかが大変分かりにくくなっておりまして、責任の所在が曖昧だったと

いうことから、改正後は、教育委員長と教育長を一本化したしまして、市長が、首長が直接民意の代表である首長でございますので、教育委員会を任命する。そして、民意の代表でございます議会の同意を頂いて教育長は教育委員会の会を総理する。また、教育委員会の代表として責任が明確になったものでございます。

もう一つ大きく変わった点は、総合教育会議が設置されたということでございます。これは、首長が教育行政に果たす責任と役割を明確にし、また、教育委員会と協議、調整することにより教育施策を共有し、一致して執行に当たるということができるものでございます。

協議すべき主な事柄としては、教育行政の大綱の作成、教育の条件整備に関すること、そして、児童・生徒の生命、身体の保護等、緊急に講ずべき事柄というふうにしております。これは、いじめ、あるいは、子供たちの危機的な状況に対してこれまで教育委員会の対応が遅れているようなところから、総合教育会議の中で迅速に対応に当たるというものでございます。

最後に、もう一つ、教育委員による教育長のチェック機能が強化をされたこと。これは、教育長が委任されている事務の中の管理執行状況の報告の義務、そして、会議の透明化のための会議録の公開が挙げられます。

そして、もう一つは、楠議員の御質問にございました教育委員会の取組がかけ離れていないかということにつきましては、まだまだ不十分な点はたくさんあると思いますが、今の教育委員会、私はまだそんなに回数は多く持っておりませんが、活発な意見も出されますし、そして、いろんな協議もさせていただいております。まだまだこれから教育委員会そのものについての学習も深めていかなければならないというふうに思っておりますが、現状ではそれほど大きくかけ離れているというふうには考えておりません。

以上でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） では、再質問をさせていただきます。

まず、教育長から今ある制度のことについてお答えしていただきまして、多分その理解の上で10月から進めてこられたんだと思うんですけど、現実その教育委員会の中で今回の1月31日の尾鷲幼稚園のPTAの皆さんに回答するに当たって、ありきでやっていること自体が本来の教育制度を無視しているんじゃないかということと、一番大事なこと、政治に中立の立場で教育長として判断しなきゃいけないことを、なぜできなかったのかですよ。

というのは、教育長の業務が大分変わりましたよね。任命されて、議会が同意して、私たちも同意しているわけなんですけど、間違っただけをやっていなければ、中立的に市長に進言できるわけですよ。市長がそれで気に入らなかつたら手続上罷免もできるわけなんですけど、罷免まで至る行為でなければ、教育長としてしっかり市民の声を聞いて前向きに進めなきゃいけないですよ。6,000を超える市民の声があるにもかかわらず。

私も、2月ですか、2月の中旬の連休のときに交通費を使って新宿まで行って、お二人の弁護士にいろいろ相談しました。その対応を見て、こういう状況なんだけどということでしたら、市民のこれだけの声がありながら、教育長、市長も何も対応していないのと同じだということと言われて、見たこともないと言われているんですよ。それについて、実際その市民の声、大事な声をどういうふうに思っているのか。今、教育方針についてはるお聞きしましたが、それはもう当然のことなので、基本的に市民の大きな声を行政上反映することが大切じゃないかと私は思うんですけど、その辺、市長、教育長、順番に答えていただけますか。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） おっしゃるように、市民の声を重要視するという事は非常に重要なことだと思っておりますけれども、それと同時に、今、尾鷲市の未就学児の状況がどうなっているのかということがまず問われると思っております。そう言った中で、現状の中で、実際問題としていろんな議論はあろうかと思っておりますけれども、令和2年度の3歳児の入園される際に、76名の中で74名が保育園のほうに応募されたというような実態を見て、その中で、今後の幼児保育の要するに未就学児の人数を考えた場合に、まず、どういう状況になるかということデータをもってやはり我々は確認しなきゃならない。そうした場合に、まず考えなきゃならないのは、尾鷲幼稚園のそういういろんな6,358人という頂いていますけれども、その前に、今後やっぱり3年保育、実施するのか否かということを検討するためには、そういうデータを基にしながら、今後のやはり子供たちの、子供たちというよりも未就学児の教育・保育というのをどうやっていくのかということも将来的にやっぱり考える必要があると思っております。そういった中で、今回、尾鷲幼稚園における3歳保育の新設については、我々としては要するにできないということを申し上げたわけです。

そういう中で、先ほども私申し上げましたように、やはり、ある一定の集団活

動、あるいは集団学習というものが必要であると。そういった場合に、まず、やはり、それを3歳保育についてはどう考えていくのかということについては、新設するについては非常に困難であるという決断をまず出したということでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） 私も、陳情それから署名活動については大変重く受け止めておりますし、思いも非常に伝わるものがございます。

ただ、私たちは、教育を進める立場として、本当にこの少ない人数の中で、一つの教室を設けて幼稚園教育として、あるいは幼児教育として進めていくものが本当かなうのかどうかということを実際に考えました。その中で、先ほども申し上げましたように、やはり一定の集団というのは子供が成長していく過程においては非常に大事なものであって、その中で子供は鍛えられ育って、自立、成長していくというふうに考えておりますので、その部分では、大変本当に申し訳ないですが、私たちの考え方の中ですれば、先ほど市長も申しましたが、一定の集団が必要であるという見解のもとに御回答させていただいたということでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 今のお話はね、皆さんが、認定こども園という中に、頭の中に入っちゃっているからそういうことを言っているんですね。この制度をつくるときに、国がQ&Aを出しているんですよ。そのときに、保育所について定員が10名でも保育認可が下りるのかといたら、下りますよと。もう一点、幼稚園の認可に当たってもこのような状態でいいのかということについても、何歳児に何十人じゃなくて、3、4、5を足して10人程度でも幼稚園の認可は下りますよと国は回答しているんですよ。だから、今、集団集団と言っていますけど、何の集団なんですか。サルの集団なのかカニの集団なのか分かりませんが、幼稚園に10人程度いけば幼稚園という組織はいいですよと言っているんですよ。水平に10人いろとは言っていないんですよ。だから、そこを一回ちょっと外して、幼稚園でもできるんですよというところを話したいんですよ。なおかつ、人数が少ないからといって、昨年10月1日に募集しているのは、基本的に幼稚園の園則、いわゆる規則がありますから、4歳、5歳を募集していますよね。だけど、もう既にそのときには3歳でも見てくれないか、三木幼稚園も3歳児の保育がなくなるので、どうなんだろうという。私たちも条例を認めましたからちょ

っと失敗でもあるんですけど、皆さんが逆に言うと、市民サービスの観点から、いいですか、三木幼稚園がなくなったんだったら、尾鷲市域で考えた場合に、尾鷲幼稚園で、じゃ、3歳を始めようとか言ったときに、10月1日の募集が間に合わなくても、どうですかと。高村議員も言っていましたよね、ゼロ歳児からの家庭にもアンケートを取ってみたらどうだと。実質的にニーズがあるんじゃないかということも言っていますよね。そういうことを言わないで、集団だから集団だからって言っていると、何も前に進みませんよね。だから、逆に、今、私は話しましたが、皆さんが思っている10人の根拠はどこなのかというのを、ちょっともう一度教えていただけますか。

議長（濱中佳芳子議員） どちら。教育長、どっち。市長。

教育長。

教育長（出口隆久君） 10人というきちとした根拠はございませんが、私たちは、10人前後、10人程度というふうにこれまで申し上げてきました。そして、9月の常任委員会の中でも、前教育長も、やはり10人程度が必要であるというふうなことを申し上げてきました。

（発言する者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 不規則発言、おやめください。

教育長（出口隆久君） そして、様々な、前教育長もそうですが、様々な研究論文とかそういうものを見てみますと、やはり一定の集団は必要であるということはどこでもうたわれておりますので、それを根拠にしなが、10人程度というふうなことを申し上げているのだと思います。

（「言っているのは、あんただからね」と呼ぶ者あり）

（「言っても分かってねえだ」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） もう一回言いましょうか。学校教育法の、いいですか、第3章の幼稚園で、集団生活というのは、もう当り前にうたっているんですよ。だけど、いいですか、1学年で10人なんて一言も言っていないで、その園で10人程度いけば、幼稚園としての認可、設立は認めますよと言っているんですよ。これは、もう公立、私立関係ないですから。だから、そこをしっかり考えていかないと、少ないから少ないからといったらもう何もできないし、だから、基本的に行政というのは、後ろ向きじゃ駄目なんですよ、前向きに進まない。市民サービスにつながっていないわけですよ。だから、市民サービスをやらないんだったら、

いいですか、言葉はきついですけど、行政も議員も要らないんですよ。無駄な税金要らないんだから。そうじゃないですか。私も言いたいのはね、いろんな面で、今、コロナの問題だとか経済的な問題もある中で、こんな議論はしたくないんですよ。既にさっとやっていたら、この無駄遣いの時間、要らないですよ。もっと建設的な意見の一般質問でもできるんですよ。何か遑ったことを言っているようじゃ、申し訳ないんだけど。だから、そこを、教育長、市長なりは長がついているんですから、しっかり市民のことを考えるのが当たり前じゃないんですか。だから、それができないんだったら、辞めろとは言えないけど、言葉はきついですけど。だって、それが本来の行政運営じゃないんですかね。

市長、どうですか。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員おっしゃっていますように、市民サービスを向上するということについては、非常に重要な話であると私自身は認識しております。

今回のこの議員がおっしゃった法律的根拠というような話については、そういう形で、法律は規制をしているものじゃなしに、10人程度だったらいいだろうという。それも、要するに、学年だけじゃなしにトータルでって。それは法律的なそういう。だから、最低10人あったらいいんだなというような、簡単に言えばそういう認識を持っているんですけれども。今後、我々の尾鷲市においての、この未就学児の教育・保育というのを考えた場合に、我々としては一定の水準の10人ということ、そういう法律の上ののった形の中で10人ということを一応申し上げているわけなんです。

ですから、今までの、先ほど教育長申しあげましたデータの話の中で、いろんなアンケート調査云々等々というのを私も一応目にしましたんですけれども、当時、昨年だったか、その話の中で、いろんな、1学年どれぐらいの人数が必要なのか、3歳児、4歳児、5歳児。5歳児については、もっとたくさんいてもいいと。4歳児、3歳児。下へ行くほど人数少なく。そのときに出たデータは、私の知る限りにおいては大体15名程度が最低見られるねというような話でした。それを、一応私の記憶によると、10名程度が、一応、我々としてはふさわしいんじゃないかという形の中で、集団教育については、これぐらいの人数が必要ではないかということで、一応判断したわけでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 市長の判断は判断でいいんでしょうけど、基本的なところは、

もう、ちょっとピントがずれているのかなと思いますよ。というのは、10人の数字はまだ外して、水平的な子供の年齢だけじゃなくて、昔、私たちの子供の頃を思い出すと、中学生から小学生まで、もう縦の世界で駆けずり回っていましたけどね、市長、さっきも言った遊びの世界で。そのほうが成長するんですよ。今、だから、学校教育で問題になっているのは、クラスが多過ぎて水平ばかりのことを考えているから、上にも下にも伸びないんですよ。だから、縦軸でしっかりできる、その過程ができるのは、たまたまお子さんが3人いるとか4人いるとかいうところでは、兄弟、一生懸命育ちますよね。ちょっと一人っ子とはまたちょっと違うとは思いますが。だから、そういうことを考えたら、平に10人じゃなくて縦で10人でも立派に子供は育つんですよ。それが私たちですよ、この年齢ですよ。野山を駆けずり回って、中学生から、高校生はいないにしても、中学3年生が、ずるずると海山駆けずり回って育った時代が、思い出したらそうだと思いますよ。何十人もいた、幼稚園にいた、保育園にいた生活をしていないはずですから。私が幼稚園へ行ったときも、矢浜から3人しか行っていませんからね。そういうことを考えたときにどうなんだというのは、市長が一生懸命しゃべっていますけど、回答してくれていますけど、集団だ、人数だなんて話じゃなくて、幾らでもできるんですよ。何でできるかという、国が定めている幼稚園の設置基準、昔であれば通達みたいなものですよ。これについても、保育所等の合同活動に関する特例で、いいですか、今ある尾鷲幼稚園で、今回、新聞記事もやめてホームページも削除しましたけど、別に無理に集めなくたって、特例で尾鷲幼稚園で3歳以上の子は保育できるんですよ。だから、私は最初に壇上で話したのは、制度をちゃんと確認してからやらないと駄目なんですよというのは、奥田議員も言っていましたよね。好き勝手にできるわけじゃないんですよ。だから、そういうところを理解した上で基本的なところを考えておかないと、行政も議員も市民からそっぽ向かれたら何もできないんですよ。何を頼んでも駄目、あれを言ったら文句を言われる、何かしようとしたら塀をされている、そういう行政で市民が納得しますか。教育長どうなんですかね、その辺は。子供たちを一生懸命育てなきゃいけないって先ほど発言されて、学校教育法のこともちろんどうたってやっているにもかかわらず、言われると、どんどんどん後ろへ下がっていく。そういう教育委員会でいいんですか。ちょっと教育長、教えてください。

議長（濱中佳芳子議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） 楠議員は、人数のことはあまり関係がないというふうにおっしゃっているように私は取れるんですが、やっぱり教育を形成していく中で、人と人との関わりというのが一番私は大きいと思うんです。そして、私もそうでしたが、縦の世界の中でいろんなことを学ぶことは確かにたくさんありました。だけれども、それは、やっぱり一定のある程度の仲間というものが形成された中でそういうふうなことが学ばれていくというふうに思っています。ですから、非常に幼少期の非常に小さな時期につきましては、初めから仲間ということではなくて、やっぱり3歳児は3歳児としての特性があって、その中で3歳児にふさわしい教育はやっぱりするべきであるので、一つは、3歳児としての集団をどういうふうにするかという一つのその部分では大事なことであると。そして、それがだんだん成長していく中で仲間、そして、上の子との付き合い、さらに上の子の付き合いというふうなことで、いろんな部分が子供の中で成長に寄与をしていくというふうに思います。したがって、私は、まず、3歳児というものにつきましては、やっぱり3歳児としての一まとまりの集団がどうしても必要だなというふうに私は考えております。

それから、特別ここのところは、私はちょっとあまり詳しくないんですが、特例で入れられるということにつきましては、これは、今現在では、尾鷲幼稚園は3歳児の教室を持っておりませんので、これは特例があったとしても受け入れられないのではないかとこのように、今、感じております。

議長（濱中佳芳子議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 私はね、人数といってもね、ゼロみたいな話をしているわけじゃないんですよ、いいですか。園の組織として10人程度でも認可が下りるんだったら大丈夫なんでしょう、そこを言っているんですよ。だから、ゼロ人とか1人ぐらいで園児全部集めても1人しかいないとか、これは考えなきゃいけないと思いますけどね。

それと、あと、教室が足りないと言ったけど、1階のフロアは足りていますよね。ちょっとなかなか掃除が行き届かないか知らないけど、ちょっと床がざらざらしたりというところもあるので、それは園児がたくさん、今いらっしゃる園児が一生懸命遊んでどうしても汚れるからしょうがないですよ。私も、木造の幼稚園のときは、どたばたの靴で中に入って、よく先生に怒られて、泥だらけの手で机を触ったりしていましたけど。だけど、子供ってそういうところから始まりますよね、泥遊びじゃないですけど。だから、そういうことを考えたら、3歳児

の子供がどうのこうのじゃなくて、そこにいる4歳、5歳の子供がどったんばったんやること自体で基本的な学校教育法なり基準を満たしていれば、子供は育っていくんですよ。それが小さな集団なのか大きな集団なのかね、そういう話だけなんです。ですから、私の言いたいのは、今ある幼稚園を上手に使う方法を考えて、市民が要望していることを今にでもやることはできるはずなんです。というのは、いいですか、尾鷲市の条例の第3条の2項で、尾鷲市教育委員会は委員会という言葉を使って雑則の6条。雑則という言葉は、これは委任でしょうね。これは直したほうがいいと思うんだけど。第6条で、この条例の施行については必要な事項は委員会で定めるってなっているんですよ。いいですか。そうすると、尾鷲幼稚園の園則、いわゆる規則で、第2条では入園資格が書いてあります、4歳、5歳児とすると。5条で、学級定員を書いています。1年保育、35人、学級数は2学級。2年保育については30人。これを、いいですか、条例を改正しなくても教育委員会で必要な事項は定めるって書いてあるんだから、ここの規則を変えれば、明日にでも使えますよね。教育委員会を開かなきゃいけないですけど。あとは教育委員会で決まりましたので市長にお願いしますと。新たに箱物を造ってやるわけじゃないんですから、手続上簡単なんです。私たちは、議会は、条例案は提案できても、規則の内容までどうしても入り込めないんですよ、この制度上。地方自治法の15条でしたっけ。規則は市長が定める、あるいは関係機関が定めるとなっていますから、議会としては、ある程度提言ができたとしても、規則の改正まで提案することはできないと。となれば、教育長が基本的に委員会を開いて規則を変えますと言うだけでもいいんですよ、別に特例を使わなくても。前回、市長の委員会でしたっけ、のときに、市長に言って、決裁を見ると、ほとんどの会議録じゃないですけど議案が一日で下りているので、一日で下りるんだったらすぐできるんでしょうと言ったら、判子はそんなに簡単に押せないと言っているんですけど、簡単に押しているんですよ、いっぱい見ると。私は、個人情報情報は個人的に公開してもらっていますから、議会を通してやっていませんので、何かあればいろんな手続は簡単に個人としてはできるということもあるので、こういう点を考えたときに庁内協議も含めて非公開になっていますけど、政策会議そのものを非公開にしているところも含めて、本来、情報公開をしっかりやってもらいたいんですよ、会議録にしても何にしても。政策会議は非公開ということなので、これはここで言っているのか分からないんですけど、これは、審査請求も出すかなど。何でここまでこういう決定行為が簡単に市民の前に、1月31日

に示せるのか。誰がどのように話をしたのか。物事を決めるのにね、そんなに簡単に進むんだったら誰も苦勞しないって。いいですか、そこに皆さん座っている課長級は市長と同じで、市長はあくまでも最高経営責任者、皆さんは、議場に座っている以上は、理事として経営者なんですよ。行政運営をやる上で、経営者としての一員として、市民サービスを目的にしている行政が後ろ向きの考え方でいいんですか。この辺は、ちょっと、企画課長なりちょっと私見でもいいですから述べてもらいたいと思うんですけど、どうですか。

議長（濱中佳芳子議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） 御説明申し上げます。

政策会議等におきましては、やはり庁議の規定で会議、非公開として開催することが原則となっております。その意味におきましては、やはり市の政策過程において重要な案件をいろんな将来も含めて議論するときには、やはり非公開の場で闊達な議論がされるべきという判断で私は解釈しております。

議長（濱中佳芳子議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 今は手続上の話をさせてもらったんですけど、やはり市民に隠すことはなくて、庁議の内容だって別に名前がごろごろ書かなくたって、どういう発言でこういう経過があった、こういう議論をしたというのはね、分かってもいいんですよ、別に。取って食おうなんていう話をしているわけじゃないんですから。だから、隠すこと自体が駄目なんですよと言っているんですよ。だから、この訳の分からない回答になってしまうわけでしょう、市民の要望に対しても。そういうところを理解しないで進めていくから、何をやっても駄目なんですよ。奥田議員も言っていました、何をやっても駄目だというようなことを言っていましたけどね。それじゃなくて、税金を無駄遣いにしちゃいけないんでしょう、分かりますか。私も行政職でいましたけど、東京都に2年ぐらいとか結構長く行ったんですけど、1円の税金で10円のサービスするぐらいの気持ちで仕事しなきゃ駄目だと言われているんですよ。だから、都市部は金がうじゃうじゃあるから何でもできているんじゃないんですよ。そういう意識の高い職員が多いんですよ、管理職も。だから、それを考えたら、ちょっと一言、ちょっと面白いことを言いたいんですけどね、尾鷲幼稚園とかけて新型コロナウイルスと解く、その心は、はいえん。これ、ブラックユーモアでも何でもありませんよ。新型コロナについては国が一生懸命、右往左往しながら対策を講じていっているんですよ、封じ込めのために。だから、尾鷲幼稚園の廃園は、慌てることなく市民の声を真摯に聞いて、

白紙に戻せばいいだけの話ですよ。改めて、市民に対して市長が言っている、ちょっとスケジュールはまだすぐ組めないけど、こども園も含めた今の幼稚園も含めたトータル的な検討を進めていきたいということをするれば、だってすんなり終わるわけですよ。ただ、今入りたい子、4月から入りたい子については、対策は特例でちょっと様子を見ましょうということでもいいんですよ。ですから、再度確認します、市長と教育長に。3年保育を尾鷲幼稚園で実施しますかしませんか。どうぞ。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 現状の要するに3歳児のこれからの人数を考えた場合に、尾鷲幼稚園における3年保育は、私は実施は非常に難しいと。だから、実施しないという考え方でおります。その中で今後どうしていくのかということについては、もう常に申し上げていることでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） 私は、教育的な観点から、やっぱり集団が必要であるということは、どうしてもこれは私の思いであるし、やっぱり教育上の非常に重要な要素であると思いますので、やはり3歳児保育については、申し訳ありませんができないということでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 3年保育は難しいのであれば、じゃ、特例はできるんですね。特例で当面の間は面倒を見られるということはいいいんです。仲議員も言っていましたけど、認定こども園なんかもテーブルにも乗っていないし何も乗っていないところで議論はしませんけど、いいですか、幼保一体の場合だと延長保育はできるスタイルですよ。奥田議員も言っていましたけど、待機児童が多くて無認可の保育園とかが多くて、事故が多くて、これは困ったものだ。文科省も厚労省も双方で話し合いをしろと言っても、自分のテリトリーがあるからけんかをして言うことを聞かないので内閣府が出てきた。内閣府も、これは何とかしなきゃいけないので補助金を出したり整備費を出したりとかいろいろ工夫して取り組んでいる。だけど、尾鷲市の子供たちは、今、民間と幼稚園があれば、この二つをうまく運用するだけでいいじゃないですか。何か特段さっきも壇上でも言わせてもらいましたが、何かあるんですか。何か目的があるんですかね。その本心を教えてくださいよ。何でできないのか。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 何度も繰り返しになると思うんですけども、現状、これからの3歳児の幼稚園の応募に対しては、非常に人数が少なく、理由はいろいろありますので、それについてはもう皆さん方御存じだと思いますので、それを考えた場合に、今後、だから、3歳児の教育・保育をどうしていくべきなのかということ、これを今後真剣に考えなきゃならないということで、一つの案が、大きな、それをフォローするような形のものができてきたと。それが認定こども園であるというふうに私は認識しております。

議長（濱中佳芳子議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） そうですね、降って湧いたみたいな計画もなく、いきなりやるというすばらしい行政運営だと褒めてあげたいところなんですけど、基本計画にも、新しく今度変えなきゃいけないんでしょうけど、この当時にも認定こども園なんていうことは一つも書いていないんですよ。未就学児への支援は書いてあるけど、その中には、保育園、幼稚園のことをしっかり主な取組で書いてありますから、教育環境も確保しますと言っているんですから、当面の間、できますよね。基本計画、実施計画に持っていただけですから。そういう流れで行くならいいけど、何か言われたから、こども園、それは何なのと。なおかつ、市民に対しても、聞いたこともないようなこども園を言って、時系列に説明してくれと言ったら、実際にはないわけでしょう。会議だって、いろいろ聞いてみると、何か言葉は出てきたけど、しゃんしゃんで何か会議が終わって、取りまとまったんだけどという意見も多いんですよ、いろんな委員さんに聞くと。具体的なことも説明しないで。ですから、いろいろできないのであれば、特例で3歳の子供たちを面倒見てあげていいんじゃないですか、別に民間に任せなくても立派な幼稚園があるんだから。教育長、どうですか、そこは、教育委員会の考え方で。

議長（濱中佳芳子議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） 先ほども申し上げましたが、尾鷲幼稚園は現在3歳児の教室がございませんので、まだ詳しく調べないと分かりませんが、恐らく受入れはできないのではないかとこのように思います。

議長（濱中佳芳子議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 尾鷲幼稚園で3歳児ができないんじゃないかと、三木幼稚園でやっていた実績をもとに、スライドするだけでできるんですよ。分かります。3歳だから、設備整備で階段の高さが高過ぎて歩けないとかそういう問題じゃないでしょう。グラウンドからすっとな入れるんですよ、3歳の子でも、技術的な話を一

つすれば。中へ入ったら、よそ見していると蹴つまずいてけがをするような施設になっているんですか。そんなことはないですよ。だから、教育長として、こういう問題が出たときにすぐさま現場を見てね、見て、これだったら3歳児、当時、三木幼稚園でやっていた状態を見ても、比較したら、こういう点では別に修繕する必要もないし、すぐ対応できるねとか、見ておかないと、いいですか、教育長の部屋だけで座ってやっていることは仕事じゃないんですよ。やはり現場をちゃんと見て、現場の声も聞いて、市民の声も聞いて、こうすべきだな、こうしたほうがいいなということをやっておかないと駄目。市長も、もう、ちょっと3年保育はちょっとと言いながら、3年保育を新たに募集はもうできませんよね、10月1日で4歳、5歳の募集は終わっていますから。それだったら、設置基準に基づいて、当面の間、認めて、特例を認めて、その間にどうしても自分で思っておるやりたいところを計画書に落とし込んでから、認定こども園のことを議論したらいいんじゃないですか。それはできませんか、市長。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） これは、何度も申し上げたと思うんですけども、現状3歳児で幼稚園の希望者というのが非常に少ないと。それが一応統計上ではやっぱり、要するに議員がおっしゃっているトータルでもやっぱり10人を切れるという可能性が近い将来にあると。その前にやはり手を打つ必要があるんじゃないかというような考え方。それを、私は、だから、一番、要するに、今の夫婦2人とも働いていながら、そういう受け入れられる、そういうことは関係なくして、要するに、等しい教育を受けるという形の中で、認定こども園という考え方は、今後の尾鷲市の3歳、要するに未就学児の教育・保育を進めるに当たってベターな方法であると考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） ベターだということなんで、尾鷲幼稚園の中で認定こども園を検討してもらいたいなと私は思います。なおかつ、そのほうが、いわゆる選択肢があるということは、親御さんにしても安心して子供たちを任せられるということなんで、一個に絞ることなく、公立の認定こども園、津市もそうですよね、四日市もそう、認定こども園と言ったら、私立だけじゃなくて公立もやっています。それで、幼稚園の先生なり保育士さんなりが切磋琢磨して尾鷲市の子供たちのためにしっかり頑張ってもらおうということが、教育基本法にも書いてあるし、どこにも書いてありますね、保育士さんの研修もちゃんとやらなきゃいけないと。

先生の研修もやらなきゃいけないということが書いてありますので、ぜひ、幼稚園の募集はもう終わってできないですから、特例を使って、1年間だけでも、その後4歳、5歳がありますから別に問題ないですから、3歳だけでもいいから特例でやってあげていいんじゃないかと思っておりますので、ぜひ。4月1日が間に合わなかったら、5月の連休ぐらいになるかもしれないけど、後になるかもしれないけど、一生懸命取り組んでいますよという姿勢を市長のほうから見せてもらえば、もう拍手喝采で、毎日青い顔をしなくても済むんじゃないかと思っておりますので、ぜひその辺は、議会もちょっとまだ当分ありますから大変でしょうけど、教育長とよく話し合い、教育委員会内でよく話し合って進めてもらいたいなというふうに思います。

それでは、時間の関係で、あと9分しかないので、項目2の各総合計画と基本計画等について、先日、市民参加については市長も取り入れていくということと言われたんで、大事なところは、やはり市民の意見を聞いて、積み上げて、総合計画なり、基本計画なり、各部門の計画をつくっていくということと、各部門には相当の計画がありますね。大体一つの課でも4本か5本ぐらいあるかと思うんですけど、それを先ほど市長が言ったように、横刺ししたときに、この基本計画、これから改訂が始まりますけど、整合性が取れるように。今回のように子供たちのことは考えていますよと言いながら、訳の分からない急にこども認定園が出てきたり、そんなのどこに書いてあるのって始まることのないように、しっかりその考え方を書き込む、あるいは、その方向性を示すということを忘れないでやってほしいんですよ。

あと、もう市民参加の在り方も、基本的に今もワークショップとかそういうこともたくさんありますし、それと、もう一つ、大きな点としては、あれですかね、クラスター的な関係を整理していくには、市民とのパートナーシップ協定というんですかね、そういうものを結んで、地域ごとにいろいろ市民の声を頂くということが特に必要じゃないかと思うんですけど、基本的に、ある一定の人口の多いところは、市民とのパートナーシップ協定を結んで、将来像とかまちづくりについての意見交換をしていくというのがあるので、尾鷲市の市民の方はいろいろ働いて、先ほど言ったように保育園に預けないと夫婦で働いているから大変だと思う、そういうこともあるかもしれないけど、それを踏まえて将来どうするかというところを考えるような市民を育てるというんですかね、そういうことを考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけど、市長、その辺をお答えください

い。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回の第7次のこの基本計画、総合計画、あるいは都市マスタープランにつきましては、尾鷲を今後どういうふうなまちづくりをやっていくのかということについては非常に重要な話であると。これはもうめちゃくちゃ重要だと思います。

その中で、行政一本だけでやるつもりは、毛頭ございません。議員のおっしゃるように、やはりいろんな方々、専門家もそうですし、そういう方々、あるいは市民の方々、どういうふうにしてやるのか、公募がいいのかどういう形なのか等も含めて、広く一般に絡めながら、今回の総合計画並びに都市計画プランについても、これはきちんとやっていきたいと。これは本当に。ただ、もう、一本などを申し上げますけれども、行政が当然窓口になるのは行政になる。それを意見をいかにしてたくさんの方々から聞いて、委員会方式というんですかね、これを実施していきたいと、このように考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 委員会方式でやられるということなので、そのときにしっかり市のほうで情報提供しなきゃいけないということ、当然ありますよね。それはもう責任である、責務、義務であったり責任であったり、当然のことなので。その中で、仮にそのラウンドテーブルだとかいろいろ地域別で市民が参加したときに、やっておかなきゃいけないことが二つあるんですよ。もう人口減少は、もう目に見えていますから、その税収が大きく見込めない中で、将来どういうふうを考えるのかというのが一つの課題。もう一点、その財政が見通しが暗いというだけではちょっと寂しいんですけど、今の現状、不透明なこの景気動向を見ても、計画実施と、それが本当に徹底的にできるのかどうか、そういう精査とか選択をやらないと、ただ、奥田議員が昨日質疑で言っていたみたいに、いつまでたっても絵に描いた餅かなんて言われないように、実施できることをメインに書いて、あと、これから将来のことは皆さんでまた考えていきたいと思いますというすみ分けをしないことには、ここにいっぱい書いて、基本計画でわーって書いて、それで評価したら、何もできていないじゃないということにならないようにやらなきゃいけない。それから、あと、指標についても、本当にこの指標が正しいのかどうか。95を100にしましたなんて、100なんていう指標は、あり得ないですよ。そういうところも踏まえて、これから2025年の問題、2025年って、皆さん

御存じだと思っんですけど、そういう自治体が直面するリスクをしっかりと考えた上で市民参加にもお願い、市民さんの方なんかにもお願いする、あるいは、事業者団体にも理解してもらって、そういうことをやってもらいたいですよ。というのは、この後期基本計画の見直しの際に、私もちょっと会議を何回か、まだ尾鷲市民じゃなかったんですけど、出させてもらってね、ほとんど意見がないんですよ。行政が作った、コンサルが作ったやつを、ざらざらって。それで、その程度のことでは何の意味もないんですよ。だから、声が出せる市民を募集する。ただ物事に反対するだけじゃ駄目なんですよ。しっかりその内容について意見ができる市民が参加できるようなシステムを考えてもらいたいなというふうに思います。

いずれにしても、上位計画、都市計画マスタープランは県の区域マスタープランがしっかりできていないと、それに整合しなきゃいけないし即さなきゃいけないということになるので、よくやってほしいなと思います。

余談ですけど、市長が昨年、台湾にGMOで行かれましたよね。それについてまだ議会にも報告がされていないので、そういうところは、この基本計画なりマスタープランに落とせることがあるのかどうか、ちょっと簡単な報告も含めて、将来の尾鷲市の在り方を簡単に述べていただけませんか。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほどおっしゃっていますように、今後の尾鷲の人口動態がどうなるのかということも含めて、過去からの経緯から今後5年、10年、2025年、2030年といった形の中で、こういう人口動態のときにどう進めていけばいいのかという、この要するに統計上の数字を基にした計画というのは絶対必要だと思っております。

議員がおっしゃるように、私も、よそに、議員と一緒に大阪にいましたけれども、第5次のこの総合計画、6次の総合計画と比較しながらずっと見せていただいておりますけれども、おっしゃるように、計画数値はどこからの基本でなっていて、結果的にどういう具体的なものが、できていないできているのかということについてはまだ分からないと。おっしゃるように具体的にそういう数字を示しながら、今後は、やはりもっと具体性で実効性のあるような私は総合計画にしていきたいと。だから、おっしゃるように、この総合計画は、総合計画のものだけじゃなしに、実効性を伴うようなものを、やはり一つの目標値を定めるなり何なりしながら、具体的な方向の中で、これから5年先、10年先をどう見ていくのかということの、やはり総合計画であるべきだと私自身は思っております。

す。

台湾についてはいろいろありますけれども、要するに、台湾と交流する場合には、まずそのインバウンドという形の中で、どういうふうな形で台湾の方々を、この尾鷲あるいは東紀州にお迎えするのかというような、どっちかと言ったら観光、DMOに近いような話の中で進めておりますので、東紀州5市町において、今後これを法人化することによってDMO事業というのを徹底的にやっていこうというような話の中で今進んでおりますので、そういう形の中で活性化という、東紀州の活性化ということ、その中の尾鷲ということを考えながら、今後、総合計画を含めて考えていかなきゃならないなと思っております。

議長（瀨中佳芳子議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） ありがとうございます。おっしゃるとおりを幾つか頂いたので、私の言ったことが理解してもらえたら、全てがうまく回ると思います。

あと、GMOも、これからはGMC、カンパニーという考え方を持たないと、ただ来てくれるだけじゃ能がありませんので、その辺もしっかり取り組んでほしいというふうに思いまして、私の一般質問を終わります。

議長（瀨中佳芳子議員） 答弁、よろしいですか。

以上で、本日の一般質問は打ち切り、明日11日水曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 2時15分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 瀨 中 佳 芳 子

署 名 議 員 小 川 公 明

署 名 議 員 南 靖 久